

兵庫県公報

平成23年3月31日 木曜日 第10号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	1
訓 令	
○ 決裁規程等の一部を改正する訓令（人事課）	16
○ 行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令（同）	55
告 示	
○ 行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程（人事課）	59

公布された法令のあらまし

●行政組織規則の一部を改正する規則（規則第22号）

平成23年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌並びに職制について所要の整備を行うこととした。

- 1 本庁の部、局、課及び室の組織改正
 - (1) 企画県民部（第2章第1節関係）
 - ア 知事室及び政策室を廃止し、部に秘書課、広報課、政策調整課、広域行政課、ビジョン課、地域振興課、地域再生課及び統計課を設置する。
 - イ 県民生活課及び地域協働課を県民生活課に再編し、同課に協働推進室を設置する。
 - ウ 教育・情報局を廃止し、情報政策課を企画財政局に、教育課を管理局に設置する。
 - エ 情報政策課及び産業労働部新産業課を情報企画課及び産業労働部新産業情報課に再編する。
 - オ 災害対策課防災情報室を防災計画課防災情報室に再編する。
 - (2) 健康生活部（第2章第2節関係）

係の再編等規定の整備を行う。
 - (3) 産業労働部（第2章第3節関係）
 - ア 産業政策課立地推進室を産業政策課産業立地室に再編する。
 - イ 能力開発課ものづくり大学校推進室を廃止する。
 - (4) 農政環境部（第2章第4節関係）

大気課及び水質課を水大気課及び温暖化対策課に再編する。
 - (5) 県土整備部（第2章第5節関係）

河川整備課河川計画室及び武庫川企画調整課を総合治水課に再編し、同課に武庫川総合治水室を設置する。
- 2 附属機関の改正（第3章関係）

健康対策協議会を健康づくり審議会に再編する。
- 3 地方機関の組織改正
 - (1) 県民局（第4章第1節の5関係）
 - ア 総務室及び県民室を総務室、総務企画室、県民室、県民協働室及び県民生活室に再編する。
 - イ 但馬県民局に地域政策室を設置する。
 - ウ 淡路県民局に公園島企画室を設置する。
 - エ 但馬文教府及び文化会館の指定管理者制度の導入に伴い組織を廃止する。
 - オ 生活科学センターを消費生活センター及び消費生活創造センターに再編する。
 - カ 土地改良事務所を土地改良事務所及び土地改良センターに再編する。
 - キ 西宮土木事務所鉄道高架対策室及び姫路土木事務所姫路駅周辺整備室を廃止する。

ク 宝塚土木事務所河川対策室を西宮土木事務所武庫川対策室及び宝塚土木事務所武庫川対策室に再編する。

ケ 洲本土木事務所災害復興事業室を廃止する。

(2) 県立大学（第4章第9節関係）

ア 県立大学の大学院の研究科としてシミュレーション学研究科を設置する。

イ 県立大学に設置された産学連携センターを産学連携機構に再編する。

ウ 県立大学の事務局に、神戸ポートアイランドキャンパス事務部を設置する。

(3) 県立ものづくり大学校を設置する（第4章第37節の2関係）。

4 職制の改正（第6章及び附則関係）

(1) 本庁の組織に政策監、環境部長、まちづくり部長、知事室長、政策調整局長及びビジョン局長の職を置く。

(2) 観光参事の職名を観光監に改める。

(3) 県立大学にシミュレーション学研究科長の職を置く。

(4) 県立ものづくり大学校にもものづくり大学校長の職を置く。

5 臨時に置く組織及び職（附則関係）

(1) 臨時の職として、防災企画局に広域防災に関する事務を行う参事の職を置く。

(2) 臨時の職として、但馬県民局地域政策室に山陰海岸ジオパークの推進に関する事務を行う参事の職を置く。

6 その他規定の整備を行う。

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第22号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

「上司の命を受け、」を削り、「統理」及び「掌理」を「管理」に改め、「知事の命を受け、」及び「、知事の命を受けて」を削り、「あつては、上司の命を受けて」を「あつては、」に、「長は、上司の命を受けて、」を「長は、」に改め、「所長の命を受け、」、「館長の命を受け、」、「センター長の命を受け、」、「学長の命を受け、」及び「学部長の命を受け、」を削る。

目次中「第37節の2 削除」を「第37節の2 県立ものづくり大学校（第210条の2－第210条の3の4）」に、「県立高等技術専門学院」を「県立神戸高等技術専門学院」に、「第385条の4」を「第385条の3」に改める。

第2章第1節第1款の款名を次のように改める。

第1款 内部組織等

第5条の2第1項中「企画県民部」を「前条に定めるもののほか、企画県民部」に改め、「知事室、政策室、」を削り、同項の表局名等の款中「局名等」を「局名」に改め、同表知事室の款及び政策室の款を削り、同表県民文化局の款県民生活課の項中「県民交流広場係 生活政策係 生涯学習係」を「参画協働係 生涯学習係 ふれあい推進係」に改め、同款地域協働課の項を削り、同款芸術文化課の項中「事業調整係」を「事業調整係 学芸係」に改め、同表企画財政局の款税務課の項中「徴収係」を「調査係 徴収・システム管理係」に、「課税第2係 システム管理係」を「課税第2係」に改め、同款市町振興課の項の次に次のように加える。

情報企画課	地域情報化係 情報政策係 情報管理係 行政情報化係
-------	---------------------------

第5条の2第1項の表管理局の款文書課の項の次に次のように加える。

教育課	私学第1係 私学第2係
-----	-------------

第5条の2第1項の表防災企画局の款防災計画課の項中「危機管理係」を削り、同表災害対策局の款災害対

策課の項中「防災係」を「防災係 危機管理係」に、「訓練係」を「被災者支援係」に改め、同条第2項の表広報課の款の次に次のように加える。

県民生活課	協働推進室	県民運動支援係 ボランティア活動支援係 NPO法人係
-------	-------	----------------------------

第5条の2第2項の表新行政課の款の次に次のように加える。

情報企画課	システム管理室	ネットワーク運用係 システム開発係 システム管理係
-------	---------	---------------------------

第5条の2第2項の表文書課の款県民情報センターの項中「個人情報・行政手続係 行政資料係」を「個人情報保護係 審査係」に改め、同表情報政策課の款を削り、同表防災計画課の款に次のように加える。

防災情報室	防災情報係
-------	-------

第5条の2第2項の表災害対策課の款を削り、同条を第5条の2の2とし、第2章第1節第1款中同条の前に次の1条を加える。

(内部組織)

第5条の2 企画県民部に秘書課、広報課、政策調整課、広域行政課、ビジョン課、地域振興課、地域再生課及び統計課を置く。

- 2 秘書課に総務係及び調整係を配置する。
- 3 広報課に企画調整係、報道係、地域広報係及び広域広報係を配置する。
- 4 政策調整課、広域行政課、ビジョン課、地域振興課及び地域再生課に担当を配置する。
- 5 統計課に指導係、企画分析係、統計情報係、物価統計係、事業所統計係、人口統計係、商工業統計係、教育農林統計係及び統計資料係を配置する。

第2章第1節第2款及び第3款の款名を削る。

第5条の6中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 関西広域連合との連絡に関すること。

第5条の6の3の次に次の1条を加える。

(地域再生課の事務)

第5条の6の4 地域再生課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域再生大作戦の総合調整に関すること。
- (2) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の施行に関すること。
- (3) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）の施行に関すること。
- (4) 離島振興法（昭和28年法律第72号）の施行に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に命じられた事務

第5条の8中「県民生活課においては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条第11号中「前各号」の右に「及び次項各号」を、「生活創造」の右に「及び参画と協働」を加え、同号を第13号とし、同条第10号を同条第12号とし、同条第9号中「財団法人兵庫県生きがい創造協会」を「公益財団法人兵庫県生きがい創造協会」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第6号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) ふれあいの祭典に関すること。

第5条の8中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 参画と協働の推進に関する企画及び総合調整に関すること。

第5条の8に次の1項を加える。

2 協働推進室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) こころ豊かな美しい兵庫をめざす県民運動に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (2) こころ豊かな美しい兵庫をめざす県民運動に関する行政の総合調整に関すること。
- (3) 県民ボランティア活動に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (4) 県民ボランティア活動に関する行政の総合調整に関すること。
- (5) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の施行に関すること。

第5条の9を削り、第5条の10を第5条の9とし、第5条の11を第5条の10とする。

第6条第8号中「財団法人芸術文化協会」を「公益財団法人芸術文化協会」に改める。

第2章第1節第4款を同節第2款とする。

第11条第19号中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改め、同条中第36号から第38号までを削り、第39号を第36号とし、第40号を第37号とし、第2章第1節第5款中同条の次に次の1条を加える。

(情報企画課の事務)

第11条の2 情報企画課においては、次項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報通信に関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) 情報通信に関する施策の推進に関すること。
- (3) 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)の施行に関すること。
- (4) 行政の情報化に関する企画及び総合調整に関すること。
- (5) 行政の情報化に関する施策の推進に関すること。
- (6) 文書管理の電子化の推進に関すること。
- (7) 情報セキュリティ対策に関する企画及び調整に関すること。

2 システム管理室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 電子計算組織の適用業務の企画調整及び処理に関すること。
- (2) 電子計算組織の管理及び運営に関すること。
- (3) 高度情報通信基盤の整備に関する企画及び推進に関すること。

第2章第1節第5款を同節第3款とする。

第2章第1節第7款の款名を削る。

第15条を削り、第14条の2を第15条とする。

第16条第2項第1号中「身分取扱い及び」を削り、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を削る。

第2章第1節第6款を同節第4款とする。

第17条の2第1項中「次項」の右に「及び第3項」を加え、同項第1号及び第2号中「その他の危機管理」を削り、同項第6号及び第7号を削り、同項第8号中「及び国民保護協議会」を削り、同号を同項第6号とし、同条に次の1項を加える。

3 防災情報室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 防災情報の収集及び伝達に関する企画及び調整に関すること。
- (2) 防災行政無線に関すること。
- (3) 災害対応総合情報ネットワークシステムの管理及び運営に関すること。
- (4) 衛星通信ネットワークの管理及び運営に関すること。

第2章第1節第8款を同節第5款とする。

第19条第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同項第7号中「及び次項各号」を削り、同号を同項第12号とし、同項第6号中「災害対策本部」の右に「、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部」を加え、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(ii) 国民保護協議会に関すること。

第19条第1項第5号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 東北地方太平洋沖地震における被災者の支援に関すること。

第19条第1項中第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)の施行その他の武力攻撃事態等への対処に関すること。
- (4) 危機管理に関する総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (5) 危機管理に関する行政の総合調整に関すること。

第19条第2項を削る。

第2章第1節第9款を同節第6款とする。

第21条第1項の表健康局の款医務課の項中「医療確保調整係 計画係」を「計画係」に改め、同款疾病対策課の項中「計画係 業務係」を「新型インフルエンザ対策係」に改め、同款健康増進課の項中「生活習慣病予防対策係」を「健康づくり推進係」に改める。

第26条第4号中「財団法人兵庫県人権啓発協会」を「公益財団法人兵庫県人権啓発協会」に改める。

第32条第10号中「及び県立生活科学センター」を削る。

第36条第18号中「健康対策協議会」を「健康づくり審議会」に改める。

第38条第1項の表政策労働局の款しごと支援課の項中「高齢・障害係 男女しごと支援係」を「就業支援係 生きがいしごと係」に改め、同表産業振興局の款経営商業課の項中「経営革新係」を「経営企画係」に改め、「商業施設係」を削り、同表工業振興課の項中「皮革・産業振興係」を「皮革ものづくり支援係」に改め、同表新産業課の項を次のように改める。

新産業情報課	新産業創造係 産学連携企画係 新事業支援係 情報サービス業振興係
--------	----------------------------------

第38条第2項の表産業政策課の項中「立地推進室」を「産業立地室」に、「立地推進係」を「産業立地係」に改め、同表能力開発課の項を削り、同表経営商業課の項中「金融係 信用保証係」を「金融企画係 金融係 設備資金係」に改め、同表新産業課の項中「新産業課」を「新産業情報課」に改める。

第40条第2項中「立地推進室」を「産業立地室」に改める。

第41条中第9号及び第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第14号までを2号ずつ繰り上げる。

第42条中第13号を第15号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関すること。

第42条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 仕事と生活のバランスの推進に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第43条第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同項第2号中「県立但馬技術大学校、県立高等技術専門学院」を「県立ものづくり大学校、県立但馬技術大学校、県立神戸高等技術専門学院」に改め、同項第12号中「及び次項に定める事務」を削り、同条第2項を削る。

第44条の3の見出し及び同条第1項中「新産業課」を「新産業情報課」に改め、同条第2項第3号中「財団法人ひょうご科学技術協会」を「公益財団法人ひょうご科学技術協会」に改める。

第47条第1項の表農政企画局の款総合農政課の項中「県民運動支援係 研究調整係」を「研究調整係 県民運動支援係」に改め、同表農業経営課の項中「国有農地係 農地利用係」を削り、同表消費流通課の項中「流通市場係 食品安全係」を「食品安全係」に改め、同表農林水産局の款農地整備課の項中「県営整備係 基盤保全向上係」を「基盤整備係」に改め、同表畜産課の項中「養鶏養豚係 草地飼料係」を「飼料養鶏係」に改め、同表水産課の項中「漁政係 資源管理係」を「漁政係」に改め、同表環境創造局の款豊かな森づくり課の項中「普及啓発係 整備係」を「森づくり支援係」に改め、同表環境管理局の款を次のように改める。

環境管理局	水大気課	大気環境係 交通公害係 瀬戸内海・水環境係 産業排水・土壌係
	温暖化対策課	計画係 推進係
	環境整備課	循環型プロジェクト係 廃棄物指導係 廃棄物適正処理係 監視係

第47条第2項の表総合農政課の項中「集落活性化係」を削り、同表農林経済課の項中「検査第3係」を削り、同表農地整備課の項中「田園空間係」を「総合整備係」に改め、同表環境整備課の項中「審査係」を「審査情報係」に改める。

第48条の2第1項第8号中「農業経営課」の右に「及び消費流通課」を加える。

第48条の4中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関すること（勧告及び命令並びに報告及び立入検査に関することに限る。）。

第48条の4中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 兵庫県産の農林水産物及び加工食品の輸出の促進に関すること。

第56条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、第17号を削り、第18号を第16号とし、第19号を第17号とし、第20号を削り、第21号を第18号とし、同条第2項に次の3号を加える。

(6) 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）の施行に関すること。

(7) 県立農林水産技術総合センター水産技術センターに関すること。

(8) 公益財団法人ひょうご豊かな海づくり協会に関すること。

第56条の7及び第56条の8を削り、第2章第4節第5款中第56条の6を第56条の8とし、同款中同条の前に次の2条を加える。

(水大気課の事務)

第56条の6 水大気課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭に係る環境基本法の施行に関すること。
- (2) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）の施行に関すること。
- (3) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の施行に関すること（環境整備課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）の施行に関すること。
- (5) スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成2年法律第55号）の施行に関すること。
- (6) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の施行に関すること。
- (7) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の施行に関すること。
- (8) 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）の施行に関すること。
- (9) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）の施行に関すること。
- (10) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号）の施行に関すること。
- (11) 航空機公害対策に関すること（空港政策課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 新幹線鉄道公害対策に関すること。
- (13) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）の施行に関すること。
- (14) 振動規制法（昭和51年法律第64号）の施行に関すること。
- (15) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の施行に関すること。
- (16) 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会に関すること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、大気、水、土壌、騒音、振動及び悪臭に係る環境に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

(温暖化対策課の事務)

第56条の7 温暖化対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の施行に関すること。
- (2) グリーンエネルギー対策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化の防止に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

第57条第1項の表県土企画局の款契約管理課の項中「技術評価係 情報システム・電子入札係」を「技術情報係」に改め、同表土木局の款武庫川企画調整課の項を次のように改める。

総合治水課	調整係 計画係 調査環境係
-------	---------------

第57条第1項の表まちづくり局の款都市計画課の項中「施設第1係 施設第2係」を「施設係」に改め、同款公園緑地課の項中「みどりの愛護のつどい係」を削り、同表住宅建築局の款住宅政策課の項中「ひょうご県民住宅係 明舞団地再生係」を「明舞団地再生係」に改め、同款営繕課の項中「営繕第3係」を削り、同条第2項の表河川整備課の款を次のように改める。

総合治水課	武庫川総合治水室	武庫川企画係
-------	----------	--------

第58条の3第11号中「財団法人兵庫県まちづくり技術センター」を「公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター」に改める。

第60条第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同条第2項を削る。

第61条の見出し中「武庫川企画調整課」を「総合治水課」に改め、同条中「武庫川企画調整課」を「武庫川総合治水室」に改め、同条第2号中「の企画、調整及び推進」を削り、同条を同条第2項とし、同条に同条第1項として次の1項を加える。

総合治水課においては、次項に定める事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 河川整備基本方針及び河川整備計画に関すること（武庫川水系に関するものを除く。）。
- (2) 総合的な治水対策に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。

- (3) 河川に係る環境の施策に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 河川に関する調査に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 河川審議会に関すること（武庫川水系に関するものを除く。）。

第63条第3号中「財団法人兵庫県まちづくり技術センター」を「公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター」に改める。

第68条第15号中「その他の会計職員」の右に「の任免」を加える。

第70条第1項中「(知事室及び政策室を含む。以下この項において同じ。)」を削る。

第71条の表長期ビジョン審議会の項中「企画県民部政策室ビジョン課」を「企画県民部ビジョン課」に改め、同表統計委員会の項中「企画県民部政策室統計課」を「企画県民部統計課」に改め、同表情報公開・個人情報保護審査会の項中「企画県民部管理局文書課」を「企画県民部管理局文書課県民情報センター」に改め、同表私立学校審議会の項中「企画県民部教育・情報局教育課」を「企画県民部管理局教育課」に改め、同表兵庫県立大学評価委員会の項中「企画県民部教育・情報局教育課大学室」を「企画県民部管理局教育課大学室」に改め、同表国民保護協議会の項庶務をつかさどる本庁の部、局、課若しくは室又は地方機関の欄を次のように改める。

企画県民部災害対策局災害対策課

第71条の表健康対策協議会の項を次のように改める。

健康づくり審議会	健康づくり推進条例（平成23年兵庫県条例第14号）による健康づくりの推進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	健康福祉部健康局健康増進課
----------	--	---------------

第71条の表産業立地審議会の項中「産業労働部政策労働局産業政策課立地推進室」を「産業労働部政策労働局産業政策課産業立地室」に改め、同表科学技術会議の項中「産業労働部産業振興局新産業課科学振興室」を「産業労働部産業振興局新産業情報課科学振興室」に改め、同表環境影響評価審査会の項を削り、同表自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の項中「農政環境部環境管理局大気課」を「農政環境部環境管理局水大気課」に改め、同項の次に次のように加える。

環境影響評価審査会	環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）による環境影響評価に関する重要事項の調査審議に関する事務	農政環境部環境管理局環境整備課環境影響評価室
-----------	--	------------------------

第71条の表河川審議会の項中「県土整備部土木局河川整備課河川計画室」を「県土整備部土木局総合治水対策課」に改める。

第72条の13中「就業援助課」を「就業支援課」に改める。

第73条第2項中「第75条第3項及び第4項」を「第75条の2」に改める。

第75条の見出しを「(事務所)」に改め、同条中第1項及び第2項を削り、第3項を第1項とし、第4項を第2項とし、第4章第1節の5第2款中同条を第75条の2とし、同款中同条の前に次の1条を加える。

(室及び課)

第75条 県民局に、次の表に掲げる室を置き、室に課又は内部組織を置く。

県民局	室名	課名等
神戸県民局	総務室	総務課 財務課 防災課
	県民室	県民課 商工労政課 環境課
	ハーバーランド庁舎経営室	
阪神南県民局	総務企画室	総務課 財務課 企画課 地域安全課
	県民協働室	県民課 ビジョン課 環境課
阪神北県民局	総務企画室	総務課 財務課 企画防災課

	県民協働室	県民課 ビジョン課 里山・環境課
東播磨県民局	総務企画室	総務課 財務課 企画防災課
	県民室	県民課 ビジョン課 環境課 東播磨消費生活センター
北播磨県民局	総務企画室	総務課 財務課 企画防災課
	県民生活室	県民課 ビジョン課 消費生活課 環境課
中播磨県民局	総務企画室	総務課 財務課 企画防災課
	県民室	県民課 ビジョン課 環境課 中播磨消費生活創造センター
西播磨県民局	総務企画室	総務課 財務課 企画防災課
	県民室	県民協働課 県民・ビジョン課 環境課 西播磨消費生活センター
但馬県民局	総務企画室	総務課 財務第1課 財務第2課 企画防災課
	県民協働室	県民運動課 ビジョン課 環境課 但馬消費生活センター
	地域政策室	地域振興課 産業観光課 ジオパーク課
丹波県民局	総務企画室	総務課 財務課 企画防災課
	県民室	県民課 ビジョン課 環境課 丹波消費生活センター
淡路県民局	総務室	総務課 財務課 防災課
	県民生活室	県民課 商工労政課 環境課 淡路消費生活センター
	公園島企画室	企画課 ビジョン課 淡路振興課

2 前項に定めるもののほか、別に定める特定の事務を担当させるため、次の表の左欄に掲げる県民局に、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

県民局	課名
神戸県民局	企画課 連携・ビジョン課 健康福祉第1課 健康福祉第2課
阪神南県民局	産業振興・地域連携課
阪神北県民局	地域振興課
東播磨県民局	水辺地域づくり課 ものづくり産業課
北播磨県民局	地域振興課 商工労政課
中播磨県民局	銀の馬車道課 商工労政課
西播磨県民局	地域づくり課 商工労政課
丹波県民局	恐竜まちづくり課 産業・ツーリズム課

「第3款 総務室」を「第3款 総務室及び総務企画室」に改める。

第76条の見出しを削り、同条中「(神戸県民局総務室にあつては、第1号から第13号まで及び第15号に掲げる事務)」を削り、第1号から第7号までを削り、第8号を第1号とし、第9号から第13号までを7号ずつ繰り上げ、第14号を削り、同条第15号中「他の室」の右に「(第75条第2項の表に掲げる課を含む。)」を加え、同号を同条第7号とし、同条に次の2項を加える。

2 総務企画室においては、前項各号に掲げる事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域における施策の企画、総合調整及び総合的推進に関すること。
- (2) 地域における事業の総合調整及び進行管理に関すること。
- (3) 地域開発に関すること。

- (4) 地域内の地方機関の調整に関する事。
- (5) 広報、広聴及び県民相談に関する事。
- (6) 情報公開及び個人情報の開示等の調整に関する事。
- (7) 選挙に関する事。

3 阪神南県民局総務企画室においては、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域防犯対策に関する事。
- (2) 交通安全対策に関する事。

第77条を次のように改める。

第77条 削除

「第4款 県民室」を「第4款 県民室等」に改める。

「第1目 所掌事務等」を「第1目 所掌事務」に改める。

第78条第1項中「においては」を「、県民協働室及び県民生活室（以下「県民室等」という。）においては」に、「第1号から第18号まで及び第20号から第23号まで」を「第1号から第11号まで及び第13号に、阪神南県民局県民協働室にあつては第1号から第6号まで及び第9号から第15号までに、淡路県民局県民生活室にあつては第1号から第11号まで及び第13号から第15号まで」に改め、同項中第13号から第23号までを削り、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 地域ビジョンに関する事。

第78条第1項中第24号を第14号とし、第25号を第15号とする。

第78条第2項中「県民室」を「県民室等」に改め、同項第1号中キをチとし、アからカまでをサからタまでとし、同号にアからコまでとして次のように加える。

- ア 地域における産業構造の高度化の推進に関する事。
- イ 地域における雇用施策の総合的推進に関する事。
- ウ 中小企業の育成及び指導に関する事。
- エ 貸金業の規制等に関する事。
- オ 工場立地及び企業誘致に関する事。
- カ 商業及び鉱工業に関する事。
- キ 観光振興に関する事。
- ク 労使関係の安定促進及び労働福祉の増進に関する事。
- ケ 職業能力開発の促進に関する事。
- コ 火薬類及び猟銃等に係る規制に関する事。

第78条第2項第3号ア中「第80条の6」を「第80条の2第1項」に改め、同号イ中「事務」を「こと。」に改め、同項第4号中「及び丹波県民局」を削り、「第80条の6」を「第80条の2第2項」に改め、同項第5号を次のように改める。

- (5) 西播磨県民局 次に掲げる事務

- ア 第80条の2第1項に規定する事務
- イ 西播磨文化会館に関する事。

第78条第2項第6号ア及びイを次のように改める。

- ア 第80条の2第1項に規定する事務
- イ 但馬文教府に関する事。

第78条第2項に次の2号を加える。

- (7) 丹波県民局 第80条の2第1項に規定する事務
- (8) 淡路磨県民局 次に掲げる事務

- ア 第1号アからカまで及びクからコまでに掲げる事務
- イ 適正計量の推進に関する事。
- ウ 第80条の2第1項に規定する事務
- エ 淡路文化会館に関する事。

第79条を次のように改める。

第79条 削除

「第2目 但馬文教府」を「第2目 消費生活センター及び消費生活創造センター」に改める。

第80条及び第80条の2を削る。

第4章第1節の5第4款第3目を削る。

第4章第1節の5第4款第4目の目名を削る。

第80条の5中「生活科学センターの」を「消費生活センター及び消費生活創造センターの」に改め、同条の表東播磨生活科学センターの項中「東播磨生活科学センター」を「東播磨消費生活センター」に改め、同表姫路生活科学センターの項中「姫路生活科学センター」を「中播磨消費生活創造センター」に改め、同表西播磨生活科学センターの項中「西播磨生活科学センター」を「西播磨消費生活センター」に改め、同項位置の欄中「たつの市」を「赤穂郡上郡町」に改め、同表但馬生活科学センターの項中「但馬生活科学センター」を「但馬消費生活センター」に改め、同表丹波生活科学センターの項中「丹波生活科学センター」を「丹波消費生活センター」に改め、同表淡路生活科学センターの項中「淡路生活科学センター」を「淡路消費生活センター」に改め、同項位置の欄中「淡路市」を「洲本市」に改め、第4章第1節の5第4款第2目中同条を第80条とする。

第80条の6中「生活科学センターに」を「消費生活センターに」に、「県民の科学的生活の推進並びに消費者の利益の擁護及び増進（以下「科学的生活の推進等」という。）」を「消費生活の推進等」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「科学的生活」を「消費生活」に改め、同条第4号中「生活科学センター」を「消費生活センター」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消費生活創造センターにおいては、前項各号に掲げる事務のほか、生活創造活動に関する事務をつかさどる。

第80条の6を第80条の2とし、第4章第1節の5第4款第2目中同条の次に次の1条を加える。

（内部組織）

第80条の3 消費生活センターに、消費生活課を置く。

2 消費生活創造センターに、消費生活創造課を置く。

第4章第1節の5第5款中第80条の7を第80条の4とし、同款の次に次の2款を加える。

第5款の2 地域政策室

（所掌事務）

第80条の5 地域政策室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 山陰海岸ジオパーク構想の推進に関すること。
- (2) 第78条第2項第1号アからコまでに掲げる事務

第5款の3 公園島企画室

（所掌事務）

第80条の6 公園島企画室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) あわじ環境未来島構想の推進に関すること。
- (2) 第76条第2項各号に掲げる事務
- (3) 第78条第1項第12号及び第2項第1号キに掲げる事務

第86条の表芦屋健康福祉事務所の項中「監査指導課 福祉課」を「監査・福祉課」に改める。

第87条の6第3項第2号中「前項第3号から第12号まで」を「前項第2号から第11号まで」に改める。

第87条の11の見出しを「（土地改良事務所及び土地改良センター）」に改め、同条第1項中「土地改良事務所」の右に「又は土地改良センター」を加え、同条第2項中「土地改良事務所の」を「土地改良事務所及び土地改良センターの」に改め、同項の表神戸農林水産振興事務所の項中「神戸土地改良事務所」を「神戸土地改良センター」に改め、同表姫路農林水産振興事務所の項中「姫路土地改良事務所」を「姫路土地改良センター」に改め、同表光都農林水産振興事務所の項中「光都土地改良事務所」を「光都土地改良センター」に改め、同表豊岡農林水産振興事務所の項中「豊岡土地改良事務所」を「豊岡土地改良センター」に改め、同表朝来農林振興事務所の項中「朝来土地改良事務所」を「朝来土地改良センター」に改め、同条第3項中「土地改良事務所」の右に「又は土地改良センター」を加え、同条第5項中「掲げる土地改良事務所」の右に「及び土地改良センター」を加え、同項の表土地改良事務所の項中「土地改良事務所」の右に「又は土地改良センター」を加え、同表神戸土地改良事務所の項中「神戸土地改良事務所」を「神戸土地改良センター」に改め、同表姫路土地改良事務所の項中「姫路土地改良事務所」を「姫路土地改良センター」に改め、同表光都土地改良事務所の項中「光都土地改良事務所」を「光都土地改良センター」に改め、同表豊岡土地改良事務所の項中「豊岡土地改良事務所」を「豊岡土地改良センター」に改め、同表朝来土地改良事務所の項中「朝来土地改良事務所」を「朝来土地改良センター」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 土地改良センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域における農地整備に係る総合調整に関すること。
- (2) 前項第2号から第10号までに掲げる事務

第87条の14第3項中「神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、三田市、篠山市及び丹波市の区域における武庫川水系の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に関する事務並びに」を削り、同条第4項中「、光都土木事務所」を削り、同条第6項中「養父市及び」を削り、「並びに粟鹿山無線中継局」を「及び粟鹿山無線中継局」に改める。

第87条の15第4項中「養父土木事務所」を「龍野土木事務所及び養父土木事務所」に改める。

第87条の16第1項の表西宮土木事務所の項中「道路整備課」を「道路整備課 高架整備課」に改め、同表姫路土木事務所の項中「道路整備課」を「道路整備課 街路課」に改め、同表光都土木事務所の項中「用地第1課 用地第2課」を「用地課」に改め、同表新温泉土木事務所の項中「余部道路課 浜坂道路課」を「浜坂道路課」に改め、同表養父土木事務所の項及び丹波土木事務所の項中「用地第1課 用地第2課」を「用地課」に改め、同表洲本土木事務所の項中「河川砂防課」を「河川砂防課 復興事業課」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 西宮土木事務所に、前項に規定する課のほか、武庫川流域における総合的な治水対策の推進に関する事務を分掌させるため、武庫川対策室を置き、同室に武庫川事業課を置く。

3 宝塚土木事務所に、第1項に規定する課のほか、武庫川流域における総合的な治水対策の推進等に関する事務を分掌させるため、武庫川対策室を置き、同室に河川砂防課を置く。

第87条の16第5項を削り、同条第6項中「復興用地対策第2課」の右に「、復興用地対策第3課」を加え、同項を同条第5項とし、同条第7項を削る。

第87条の18第1号中「武庫川については阪神電鉄鉄橋以南の部分、その他の」を削り、「に係る河川」の右に「（武庫川を除く。）」を加え、同条第2号中「前号の工事に係る施設」を「河川（武庫川については阪神電鉄鉄橋以南の部分、その他の尼崎市の区域に係る河川については国道2号以南の部分、西宮市及び芦屋市の区域に係る河川については国道43号以南の部分に限る。）、港湾、海岸及び公園」に改める。

第87条の21第1号中「県土整備部の所掌する」の右に「土木施設に係る」を加え、同条第2号中「の工事に係る」を「に掲げる」に改める。

第105条中「設置された県立大学」の右に「の本部」を加え、「中央区東川崎町1丁目」を「西区学園西町8丁目」に改める。

第105条の3の表応用情報科学研究科の項中「東川崎町1丁目」を「港島南町7丁目」に改め、同項の次に次のように加える。

シミュレーション学研究科	神戸市中央区港島南町7丁目
--------------	---------------

第109条第1項の表学術総合情報センターの項中「中央区東川崎町1丁目」を「西区学園西町8丁目」に改め、同条第2項の表神戸学術情報館の項を削り、同表に次のように加える。

神戸ポートアイランド学術情報館	神戸市中央区港島南町7丁目
-----------------	---------------

第111条第1項の表生涯学習交流センターの項中「中央区東川崎町1丁目」を「西区学園西町8丁目」に改め、同表産学連携センターの項中「産学連携センター」を「産学連携機構」に、「神戸市中央区東川崎町1丁目」を「姫路市南駅前町」に改め、同表国際交流センターの項中「中央区東川崎町1丁目」を「西区学園西町8丁目」に改め、同条第2項を削る。

第111条の2第2項中「産学連携センター」を「産学連携機構」に改める。

第114条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 防災教育の実施に関すること。

第115条の2第8号中「運営」の右に「及び改革」を加え、同号を同項第10号とし、同項第7号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 財団法人ひょうご情報教育機構に関すること。

第115条の2中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 県立大学の公立大学法人への移行に関すること。

第115条の3の表企画調整部の項中「社会貢献課 新研究科設置準備課」を「大学改革課 情報システム課」に改め、同表学務部の項中「学術総合情報・応用情報課 新プログラム推進課 調整課」を「社会貢献課」に改め、同表明石キャンパス事務部の項の次に次のように加える。

神戸ポートアイランドキャンパス事務部	業務課
--------------------	-----

第128条第1項第6号から第8号までを削り、同項第5号中「生活科学センター等」を「県民局等」に、「相談業務等」を「相談その他の業務」に改め、同号を同項第8号とし、同項中第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 県民の科学的生活の推進並びに消費者の利益の擁護及び増進（以下「科学的生活の推進等」という。）のための情報の収集及び提供を行うこと。
- (4) 科学的生活の推進等のための講座を開設し、及び研究会、講習会、講演会等を開催すること。
- (5) 科学的生活の推進等に関する相談に応ずること。

第128条第2項中「前項第6号から第8号まで」を「前項第3号から第5号まで」に改める。

第128条の4中第2号から第5号までを削り、第6号を第2号とし、同条に次の4号を加える。

- (3) 科学的生活の推進等のための相談に応ずること。
- (4) 科学的生活の推進等のための試験及び調査に関すること。
- (5) 科学的生活の推進等のための事業者の指導及び処分に関すること。
- (6) 科学的生活の推進等のための県民局等が行う相談その他の業務に係る支援及び連絡調整に関すること。

第4章第37節の2を次のように改める。

第37節の2 県立ものづくり大学校

(位置)

第210条の2 兵庫県立ものづくり大学校の設置及び管理に関する条例(平成23年兵庫県条例第16号)第1条の規定により設置された県立ものづくり大学校の位置は、姫路市市之郷である。

(所掌業務)

第210条の3 県立ものづくり大学校においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 長期間及び短期間の訓練課程の普通職業訓練のほか、事業主等が行う職業能力開発の促進の援助、職業能力検定の援助及び外国人研修生等に対する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練（以下これらを「職業訓練等」という。）に関すること。
- (2) ものづくりの伝統的な技能を有する者の後継者の育成に関する事業(職業訓練等を除く。)に関すること。
- (3) ものづくりを行う企業の専門人材の育成に関する事業（職業訓練等を除く。）に関すること。
- (4) ものづくりの技術及び技能の継承及び向上のための交流に関する事業に関すること。
- (5) ものづくりに関する資料を収集し、保管し、展示し、及びこれを県民の利用に供すること。
- (6) 公開講座の開設に関すること。

(内部組織)

第210条の3の2 県立ものづくり大学校に、次の表に掲げる内部組織を置き、内部組織に課を置く。

内部組織	課名
企画調整部	企画調整課
姫路職業能力開発校	総務課 在職者訓練課

(企画調整部の業務)

第210条の3の3 企画調整部においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) ものづくりの伝統的な技能を有する者の後継者の育成に関する事業(職業訓練等を除く。)に関すること。
- (2) ものづくりを行う企業の専門人材の育成に関する事業（職業訓練等を除く。）に関すること。
- (3) ものづくりの技術及び技能の継承及び向上のための交流に関する事業に関すること。
- (4) ものづくりに関する資料を収集し、保管し、展示し、及びこれを県民の利用に供すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ものづくり人材の育成の推進に関すること。

(姫路職業能力開発校の業務)

第210条の3の4 姫路職業能力開発校においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 職業訓練等に関すること。
- (2) 公開講座の開設に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、企画調整部の所掌に属しないこと。

第210条の5第1号を次のように改める。

(1) 職業訓練等に関すること。

第210条の5中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 中堅技術者養成のための教育訓練（職業訓練等を除く。）に関すること。

第210条の6の表以外の部分を次のように改める。

県立但馬技術大学校に、次の表に掲げる内部組織を置き、内部組織に課を置く。

第210条の6の表名称の項中「名称」を「内部組織」に改め、豊岡高等技術専門学院の項中「豊岡高等技術専門学院」を「豊岡職業能力開発校」に改める。

第210条の7第3号中「豊岡高等技術専門学院」を「豊岡職業能力開発校」に改める。

第210条の8（見出しを含む。）中「豊岡高等技術専門学院」を「豊岡職業能力開発校」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 職業訓練等に関すること。

第210条の8第2号から第4号までを削り、同条第5号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

「第38節 県立高等技術専門学院」を「第38節 県立神戸高等技術専門学院」に改める。

第211条中「兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例」の右に「（昭和48年兵庫県条例第24号）」を加え、「及び県立姫路高等技術専門学院（以下「県立高等技術専門学院」という。）」を削り、「次のとおり」を「神戸市西区学園東町5丁目」に改め、同条の表を削る。

第212条中「県立高等技術専門学院」を「県立神戸高等技術専門学院」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 職業訓練等に関すること。

第212条中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、同条第6号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第213条を次のように改める。

（内部組織）

第213条 県立神戸高等技術専門学院に、総務課及び委託訓練課を置く。

第377条の表出納局長の項を削り、同表局長の項の次に次のように加える。

出納局長	出納局	出納局の事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。
------	-----	--------------------------

第377条の表知事室長の項及び政策室長の項を削る。

第378条中「左欄に掲げる職を、」の右に「本庁又は」を加え、同条の表防災監の項中「本庁」を削り、同表理事の項から総合政策室長の項までを次のように改める。

理事（男女家庭・少子・消費者対策担当）		男女共同参画、少子対策及び消費者行政に関する特に重要な事務を管理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。
理事（へき地医療支援担当）		へき地医療支援並びに総合診療の普及及び展開に関する特に重要な事務を管理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。
理事（技術担当）		社会資本整備に関する特に重要な事務を管理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。

第378条の表副防災監の項の前に次のように加える。

政策監		県政運営に関する事務を管理し、秘書、広報、政策企画の推進及び県民文化局に関する事務を処理する職員を指揮監督する。
環境部長		農政環境部環境創造局及び環境管理局に関する事務を管理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。
まちづくり部長		県土整備部まちづくり局及び住宅建築局に関する事務を管理し、当該事務処理する職員を指揮監督する。

第378条の表副防災監の項中「本庁」を削り、同項の次に次のように加える。

県参事		重要な特殊の事務を担当する。
知事室長	企画県民部	秘書及び広報に関する事務を担当する。
政策調整局長	企画県民部	政策調整及び広域行政に関する事務を担当する。
ビジョン局長	企画県民部	長期ビジョン、地域振興、地域再生及び統計に関する事務を担当する。

第378条の表参事の項中「本庁、」及び「(政策室を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「処理する」を「担任する」に改め、同表ものづくり教育参事の項中「産業労働部」を削り、「処理する」を「担任する」に改め、同表観光参事の項を削り、同表住宅参事の項中「県土整備部」を削り、「処理する」を「担任する」に改め、同表医監の項中「処理する」を「担任する」に改め、同項の次に次のように加える。

観光監	産業労働部	観光振興に関する特殊の事務を担当する。
-----	-------	---------------------

第378条の表危機管理員の項中「本庁」を削り、「処理する」を「担任する」に改め、同表人事管理員の項中「本庁」を削り、「処理する」を「担任する」に改め、同表係長の項の次に次のように加える。

主任生活創造活動専門員又は生活創造活動専門員	企画県民部企画 財政局総務課	生活創造に係る情報の収集及び提供並びに活動交流に関する技術指導その他の担任事務を処理する。
------------------------	-------------------	---

第378条の表主任生涯学習専門員又は生涯学習専門員の項の次に次のように加える。

主任文化専門員又は文化専門員	企画県民部企画 財政局総務課	文化、スポーツ及び学習活動に関する事務その他の担任事務を処理する。
----------------	-------------------	-----------------------------------

第378条の表主任渉外専門員又は渉外専門員の項の次に次のように加える。

検査専門員	農林経済課	農業協同組合の検査及び指導に関する事務を処理する。
-------	-------	---------------------------

第383条第3項中「補佐する」を「補佐し、別に定める特定の事務を整理し、所属の職員の担任する事務を監督する」に改め、同条第4項の表但馬文教府長の項及び文化会館長の項を次のように改める。

消費生活センター長	消費生活センター	消費生活センターの所掌する事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。
消費生活創造センター長	消費生活創造センター	消費生活創造センターの所掌する事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。

第383条第4項の表生活科学センター所長の項を削り、同表所長の項中「普及指導センター」の右に「又は土地改良センター」を加える。

第384条の表中

副所長	事務所又は生活科学センター
副館長	但馬文教府、西播磨文化会館又は淡路文化会館

を

副所長	事務所
-----	-----

に改め、

同表主任防災専門官又は防災専門官の項から主任県民運動専門官又は県民運動専門官の項までを削り、同表主任青少年指導官又は青少年指導官の項中「県民室県民協働課」を「県民室等」に改め、同表主任文化専門員又

は文化専門員の項を削り、同表主任生活科学専門員又は生活科学専門員の項中「県民室又は生活科学センター」を「消費生活センター又は消費生活創造センター」に改め、同表主任生活創造活動専門員又は生活創造活動専門員の項を削り、同表主任軽油調査専門員又は軽油調査専門員の項の次に次のように加える。

福祉室長	健康福祉事務所	福祉に係る総合調整に関する事務を処理する。
------	---------	-----------------------

第384条の表農用地専門員の項を削り、同表主任技術専門員又は技術専門員の項中「土地改良事務所」の右に「土地改良センター」を加え、「工事の中間検査」の前に「換地並びに用地の取得及び補償に関する事務並びに」を加え、「若しくは」を「及び」に、「又は」を「並びに」に改め、同表用地専門員の項を削る。

第386条第3項の表工業技術支援センター所長の項の次に次のように加える。

姫路職業能力開発校長	県立ものづくり大学の姫路職業能力開発校	姫路職業能力開発校の業務を管理する。
------------	---------------------	--------------------

第386条第3項の表豊岡高等技術専門学院長の項を次のように改める。

豊岡職業能力開発校長	県立但馬技術大学の豊岡職業能力開発校	豊岡職業能力開発校の業務を管理する。
------------	--------------------	--------------------

第387条第1項の表次長の項中「県立工業技術センターの総務部」の右に「、県立但馬技術大学の教育訓練部」を加え、同表副校長の項中「消防学校」の右に「、県立ものづくり大学の姫路職業能力開発校、県立但馬技術大学の豊岡職業能力開発校」を加え、同表副学院長の項中「県立高等技術専門学院」を「県立神戸高等技術専門学院」に改め、同表主任職業教育専門員又は職業教育専門員の項中「県立但馬技術大学校、県立高等技術専門学院」を「県立ものづくり大学校、県立但馬技術大学校、県立神戸高等技術専門学院」に改め、同条第2項中「それぞれ」を削り、同項の表副学院長の項を削る。

第391条第1項中「、副院長」を削る。

第392条の表応用情報科学研究科長の項の次に次のように加える。

シミュレーション学研究科長	シミュレーション学研究科	シミュレーション学研究科の業務を管理する。
---------------	--------------	-----------------------

第392条の表産学連携センター長の項を次のように改める。

産学連携機構長	産学連携機構	産学連携機構の業務を管理する。
---------	--------	-----------------

第392条の表姫路産学連携センター長の項を削る。

第393条の表副センター長の項の次に次のように加える。

産学連携機構副機構長	産学連携機構	産学連携機構長の職務を補佐する。
------------	--------	------------------

第396条第1項中「応用情報科学研究科長」の右に「、シミュレーション学研究科長」を加え、「産学連携センター長」を「産学連携機構長」に改め、「、姫路産学連携センター長」を削り、「副センター長」の右に「、産学連携機構副機構長」を加える。

附則第2条の見出し中「内部組織」の右に「及び職」を加え、同条の表能力開発課のものづくり大学校推進室の項、武庫川企画調整課の項及び洲本土木事務所災害復興事業室の項を削り、同条に次の1項を加える。

2 企画県民部にビジョン局長の職を置く期限は、平成26年3月31日までとする。

附則第3条第2項中「又は課」を「、課又は県民局に置く室」に改め、同項の表税務課の項の次に次のように加える。

防災企画局	広域防災に関すること。	平成24年3月31日
-------	-------------	------------

附則第3条第2項の表社会福祉局の項中「平成23年3月31日」を「平成26年3月31日」に改め、同表土木局の項を削り、同表に次のように加える。

但馬県民局地域政策室	山陰海岸ジオパーク構想の推進に関すること。	平成26年 3月31日
------------	-----------------------	-------------

附則第4条第1項中「知事室、政策室」を「秘書課、広報課、政策調整課、広域行政課、ビジョン課、地域振興課、地域再生課、統計課」に、「知事室長等」を「秘書課等」に改め、同条第2項及び第3項中「で別に定めるもの」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(職員の日額旅費に関する規則の一部改正)

2 職員の日額旅費に関する規則(昭和35年兵庫県規則第68号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「県民局総務室」の右に「、総務企画室、公園島企画室」を加え、同条第2号の2中「県民局県民室」の右に「、県民協働室又は県民生活室」を加え、同条第15号中「土地改良事務所」の右に「又は土地改良センター」を加える。

(文書管理規則の一部改正)

3 文書管理規則(平成12年兵庫県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「県民局以外の」を削り、同号アを次のように改める。

ア 行政組織規則第75条第1項に規定する室

第2条第5号イ中「第75条第3項及び第4項」を「第75条の2」に改め、同号ウ中「但馬文教府、文化会館、生活科学センター」を「消費生活センター、消費生活創造センター」に改め、「土地改良事務所」の右に「、土地改良センター」を加え、同条第7号中「地方機関等の長」の右に「(県民局長を除く。)及び行政組織規則第75条第2項に規定する課に係る文書等の管理にあつては、県民局長の指定する者をいう。」を加え、同条第9号中「企画県民部教育・情報局情報政策課長」を「企画県民部企画財政局情報企画課長」に改める。

別表30年の項左欄の区分に属する文書等の欄13中「企画県民部知事室秘書課」を「企画県民部秘書課」に改める。

訓 令

兵庫県訓令第2号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

決裁規程等の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程(昭和42年兵庫県訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「防災監」の右に「、政策監」を加え、「総合政策室長」を「環境部長及びまちづくり部長」に改め、「(知事室長及び政策室長を含む。以下同じ。)」及び「(工事検査室長を含む。以下同じ。)」を削り、同条第2号中「防災監」の右に「、政策監」を加え、同条第3号中「防災監」の右に「、政策監」を、「部長」の右に「、副防災監」を、「局長」の右に「、知事室長、政策調整局長、ビジョン局長」を加え、「(工事検査室副室長を含む。以下同じ。)」を削り、同条第4号中「防災監」の右に「、政策監」を加え、「局長」の右に「、知事室長、政策調整局長、ビジョン局長」を加える。

第5条第1項中「及び別表第2」を「、別表第2及び別表第3」に改め、同条第2項第11号から第15号までの規定中「理事」の右に「、政策監」を加える。

第5条の2第1項中「次条第2項各号」を「第6条第2項各号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(政策監専決事項)

第5条の3 政策監が専決することができる事項は、別表第3の政策監専決事項の欄に掲げる事項並びに秘書課、広報課、政策調整課、広域行政課、ビジョン課、地域振興課、地域再生課、統計課、県民生活課、

地域安全課、青少年課及び芸術文化課に係る次条第2項各号に掲げる事項（あらかじめ知事が指定したものを除く。）とする。

2 前項に規定する事項を除き、政策監が専決することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事室長、政策調整局長及びビジョン局長（以下「知事室長等」という。）の休暇、欠勤その他の服務に関すること。
- (2) 知事室長等の週休日を振り替え、又は休日の代休日を指定すること。
- (3) 法令による証人、鑑定人等となった知事室長等の職務上の秘密に属する事項の発表を許可すること。
- (4) 知事室長等の職務に専念する義務を免除すること。
- (5) 知事室長等に旅行を命令し、その復命を受理すること。
- (6) 秘書課、広報課、政策調整課、広域行政課、ビジョン課、地域振興課、地域再生課及び統計課に係る第7条第2項第2号及び第6号から第38号までに掲げる事項

第6条第2項中「にあつては、」の右に「第5条の2及び」を加え、同項第7号中「医監」の右に「、観光監」を加える。

第7条第1項中「及び別表第2」を「、別表第2及び別表第3」に改め、同条第3項中「財務規則の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこととする」を「おおむね次のとおりである」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第38条第1項の規定に基づき、部長を除く部内の職員（行政職7級から10級までの職員、研究職4級又は5級の職員、医師・歯科医師職4級の職員及び大学教育職4級の職員に限る。）の営利企業等への従事を許可すること。
- (2) 財務規則の規定に基づき、部の次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 予算の執行計画を作成すること。
 - イ 1件300万円以上の備品購入費の支出負担行為を決定すること。
 - ウ 1件2,000万円以上の委託料、付金、負担金、補助金、交付金、補償金及び補填金の支出負担行為を決定すること。
 - エ 1件1億5,000万円以上5億円未満の工事請負費の支出負担行為を決定すること。
 - オ 1件2,000万円以上1億円未満の公有財産購入費（土地については1件1億円以上でその面積が2万平方メートル未満のものを、財産の信託の受益権については1件2,000万円未満のものを含む。）の支出負担行為を決定すること。
 - カ 1件500万円以上2,000万円未満の投資及び出資金の支出負担行為を決定すること。
 - キ 寄附金の支出負担行為を決定すること。
 - ク 支出負担行為を伴わない重要物品の取得、管理及び処分をすること。

第7条第3項第3号から第8号までを削る。

第8条第1項中「又は局長専決事項の欄」を「若しくは局長専決事項の欄、別表第2の防災監専決事項の欄若しくは局長専決事項の欄又は別表第3の政策監専決事項の欄若しくは局長専決事項の欄」に改め、「にかかわらず」の右に「、第5条の2第1項、第5条の3第1項」を加え、同条第2項中「局長専決事項の欄」の右に「、別表第2の局長専決事項の欄又は別表第3の局長専決事項の欄」を、「にかかわらず、」の右に「第5条の2第1項、第5条の3第1項又は」を加える。

第9条第2項第30号エ中「第7条第2項第22号キ」を「第7条第2項第23号キ」に改め、同条第3項中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 地公法第38条第1項の規定に基づき、部内の職員（部長及び第7条第3項第1号に掲げる職員を除く。）の営利企業等への従事を許可すること。

第9条第4項中「第8号」を「第9号」に、「企画県民部教育・情報局教育課大学室長」を「、企画県民部管理局教育課大学室長」に改め、同条第5項中「第3項第6号及び第7号」を「第3項第7号及び第8号」に、「については」を「については、」に改める。

第12条第2項中「防災監」の右に「、政策監」を加える。

第12条の2の次に次の1条を加える。

第12条の3 政策監が専決することができる事項については、知事室長等が、その担任する事務に関し、代理決裁をすることができる。

第17条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 政策監が不在であるときは、知事室長等が、その担任する事務に関し、代理決定をすることができる。

第19条中「第16条ただし書」を「第16条第1項ただし書」に改める。

第22条中「局長」を「政策監、局長」に改める。

附則第3項の見出し中「本庁に置く部長等」を「環境部長及びまちづくり部長」に、「部長等専決事項」を「専決事項」に改め、同項中「農政環境部環境創造局及び環境管理局並びに県土整備部まちづくり局及び住宅建築局を所管するものとして、行政組織規則第378条の規定に基づき本庁に置く部長」を「環境部長及びまちづくり部長」に改める。

別表第1中「第5条、第6条、第7条関係」を「第5条、第6条、第7条、第8条関係」に改め、同表企画県民部の部秘書課の項から芸術文化課の項までを削り、同部市町振興課の項知事決裁事項の欄11中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、同項部長専決事項の欄中10を削り、11を10とし、12を11とし、同項局長専決事項の欄中33から35までを削り、36を33とし、37から52までを34から49までとし、同項の次に次のように加える。

情報企画課		1 電子計算組織の運営計画を決定すること。 2 電子計算組織の適用業務の決定をすること。
-------	--	---

別表第1企画県民部の部人事課の項知事決裁事項の欄1中「会計管理者」の右に「、政策監」を加え、同欄11中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）を「地公法」に改め、同欄14中「及び理事」を「、理事及び政策監」に改め、同項局長専決事項の欄中6を削り、7を6とし、8から23までを7から22までとし、24を削り、同部情報政策課の項を削り、同部教育課の項局長専決事項の欄9を削り、同表健康福祉部の部社会援護課の項局長専決事項の欄6中「解職」を「解嘱」に改め、同部福祉法人課の項知事決裁事項の欄2中「第119条」を「第121条」に改め、同部児童課の項局長専決事項の欄11中「第15条の4」を「第23条」に、「母子家庭居宅介護等事業」を「母子家庭等日常生活支援事業」に改め、同欄12中「第19条の3第4項」を「第33条第4項」に、「第15条の4」を「第23条」に、「寡婦居宅介護等事業」を「寡婦日常生活支援事業」に改め、同部健康増進課の項知事決裁事項の欄を次のように改める。

- 1 食の安全安心と食育に関する条例第6条の規定に基づき、食育推進計画を策定し、又は変更すること。
- 2 健康づくり推進条例（平成23年兵庫県条例第14号）第8条の規定に基づき、基本計画を策定し、又は変更すること。

別表第1健康福祉部の部健康増進課の項部長専決事項の欄を次のように改める。

健康づくり推進条例第9条の規定に基づき、実施計画を策定し、又は変更すること。

別表第1農政環境部の部農業経営課の項局長専決事項の欄中10及び11を削り、12を10とし、13から33までを11から31までとし、同部消費流通課の項局長専決事項の欄22を23とし、11から21までを12から22までとし、同欄10の次に次のように加える。

- 11 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第9条第2項の規定に基づき、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第1農政環境部の部農林経済課の項局長専決事項の欄22及び23中「農水産業協同組合の再生手続の特例に関する法律」を「農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律」に改め、同欄中24を削り、25を24とし、26を25とし、同部農業改良課の項局長専決事項の欄11中「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」を「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」に改め、同部農地整備課の項局長専決事項の欄26中「集落地域整備法」の右に「（昭和62年法律第63号）」を加え、同部治山課の項局長専決事項の欄12中「農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律施行令」を「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令」に改め、同部水産課の項局長専決事項の欄18及び19中「農水産業協同組合の再生手続の特例に関する法律」を「農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律」に改め、同部豊かな森づくり課の項の次に次のように加える。

水大気課	1 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第5条の2第1項の規定に基づき、指定ばい煙総量削減計画を作	1 大気汚染防止法第3条第5項の規定に基づき、硫黄酸化物に係る排出基準又は特別の排出基準について環
------	---	---

- | | |
|--|---|
| <p>成し、これに基づき、総量規制基準を定めること。</p> <p>2 大気汚染防止法第5条の2第3項の規定に基づき、特別の総量規制基準を定めること。</p> <p>3 大気汚染防止法第15条第3項の規定に基づき、地域ごとの燃料使用基準を定めること。</p> <p>4 大気汚染防止法第15条の2第3項の規定に基づき、燃料使用基準を定めること。</p> <p>5 ダイオキシソ類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第10条第1項の規定に基づき、大気中に排出されるダイオキシソ類について、総量削減計画を作成し、これに基づき総量規制基準を定めること。</p> <p>6 ダイオキシソ類対策特別措置法第10条第3項の規定に基づき、特別の総量規制基準を定めること。</p> <p>7 ダイオキシソ類対策特別措置法第29条第1項の規定に基づき、対策地域を指定すること。</p> <p>8 ダイオキシソ類対策特別措置法第31条第1項の規定に基づき、対策計画を定めること。</p> <p>9 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号。以下「窒素酸化物等総量削減法」という。)第7条第1項の規定に基づき、窒素酸化物総量削減計画を定めること。</p> <p>10 窒素酸化物等総量削減法第7条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、窒</p> | <p>境大臣に意見を述べること。</p> <p>2 大気汚染防止法第5条の2第5項の規定に基づき、指定ばい煙総量削減地域を定める政令の立案について環境大臣に申し出ること。</p> <p>3 大気汚染防止法第5条の2第6項の規定に基づき、指定ばい煙総量規制地域を定める政令の制定又は改廃の立案について環境大臣に意見を述べること。</p> <p>4 大気汚染防止法第15条第4項の規定に基づき、燃料の使用規制地域について環境大臣に意見を述べること。</p> <p>5 大気汚染防止法第21条第1項の規定に基づき、自動車排出ガスが許容限度を超えていると認めるときに、公安委員会に対し、必要な措置をとるべきことを要請すること。</p> <p>6 大気汚染防止法第21条第3項の規定に基づき、道路管理者又は関係行政機関の長に道路の改善等について意見を述べること。</p> <p>7 大気汚染防止法第23条第2項の規定に基づき、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙量若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じ、公安委員会に対し、道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による措置をとるべきことを要請すること。</p> <p>8 大気汚染防止法第27条第4項の規定に基づき、行政機関の長に対し、ばい煙発</p> |
|--|---|

- | | |
|---|---|
| <p>素酸化物総量削減計画の策定又は変更の同意を環境大臣から得ること。</p> <p>11 窒素酸化物等総量削減法第9条第1項の規定に基づき、粒子状物質総量削減計画を定めること。</p> <p>12 窒素酸化物等総量削減法第9条第3項において準用する第7条第3項の規定に基づき、粒子状物質総量削減計画の策定又は変更の同意を環境大臣から得ること。</p> <p>13 窒素酸化物等総量削減法第15条第1項の規定に基づき、窒素酸化物重点対策地区を指定すること。</p> <p>14 窒素酸化物等総量削減法第16条第1項の規定に基づき、窒素酸化物重点対策計画を定めること。</p> <p>15 窒素酸化物等総量削減法第17条第1項の規定に基づき、粒子状物質重点対策地区を指定すること。</p> <p>16 窒素酸化物等総量削減法第18条第1項の規定に基づき、粒子状物質重点対策計画を策定すること。</p> <p>17 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3第1項の規定に基づき、総量削減計画を定めること。</p> <p>18 水質汚濁防止法第4条の5第1項の規定に基づき、総量規制基準を定めること。</p> <p>19 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内海環境保全法」という。）第4条第1項の規定に基づき、瀬戸内海の環境保全に関する県計画を定めること。</p> <p>20 瀬戸内海環境保全法第12条の4第1項の規定に基づき、指定物質削減指導方針</p> | <p>生施設等について電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法（昭和24年法律第70号）の規定による措置をとるべきことを要請すること。</p> <p>9 大気汚染防止法附則第10項の規定に基づき、指定物質排出施設を設置している者に対し、必要な勧告をすること。</p> <p>10 ダイオキシン類対策特別措置法第10条第5項の規定に基づき、指定地域を定める政令の立案について環境大臣に申し出ること。</p> <p>11 ダイオキシン類対策特別措置法第11条第5項の規定に基づき、総量削減計画を変更すること。</p> <p>12 ダイオキシン類対策特別措置法第29条第3項（第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、対策地域の指定等について関係市町長の意見を聴くこと。</p> <p>13 ダイオキシン類対策特別措置法第30条第1項の規定に基づき、対策地域の区域を変更し、又はその指定を解除すること。</p> <p>14 ダイオキシン類対策特別措置法第31条第3項の規定に基づき、対策計画について関係市町長の意見を聴くこと。</p> <p>15 ダイオキシン類対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、対策計画を変更すること。</p> <p>16 ダイオキシン類対策特別措置法第35条第3項の規定に基づき、行政機関の長に対し、鉱山保安法、電気事業法、ガス事業法又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の規定による措</p> |
|---|---|

- を定めること。
- 21 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、騒音又は水質の汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる地域又は水域を指定すること。
- 22 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づき、地域を指定すること。
- 23 騒音規制法第4条第1項の規定に基づき、指定地域について規制基準を定めること。
- 24 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「航空機騒音障害防止法」という。）第40条第1項の規定に基づき、航空機の航行の方法の指定又は航空機騒音障害防止法第8条の2、第9条第1項若しくは第9条の2第1項の規定による区域の指定について国土交通大臣に意見を述べること。
- 25 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、地域を指定すること。
- 26 振動規制法第4条第1項の規定に基づき、指定地域について規制基準を定めること。
- 27 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定に基づき、規制地域を指定すること。
- 28 悪臭防止法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、規制基準を定めること。
- 29 環境条例第33条第1項の規定に基づき、大気汚染、水質汚濁及び騒音に係る環境基準を定めること。
- 置をとるべきことを要請すること。
- 17 ダイオキシソ類対策特別措置法第36条第2項の規定に基づき、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、協力を求め、又はダイオキシソ類による環境汚染の防止若しくはその除去等に関し意見を述べること。
- 18 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成2年法律第55号）第5条第2項の規定に基づき、地域の指定について環境大臣に申し出ること。
- 19 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律第5条第3項の規定に基づき、地域の指定について環境大臣に意見を述べること。
- 20 スパイクタイヤ粉じん発生の防止に関する法律第5条第4項の規定に基づき、地域の指定について関係市町長の意見を聴くこと。
- 21 窒素酸化物等総量削減法第6条第3項の規定に基づき、窒素酸化物対策地域を定める政令の立案について環境大臣に申し出ること。
- 22 窒素酸化物等総量削減法第6条第4項の規定に基づき、窒素酸化物対策地域を定める政令の制定又は改廃の立案について環境大臣に意見を述べること。
- 23 窒素酸化物等総量削減法第6条第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、窒素酸化物総量削減基本方針の案の作成又は変更案の作成について環境大臣に意見を述べること。

- 30 環境条例第34条第1項の規定に基づき、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭に係る規制基準を定めること。
- 31 環境条例第36条第1項の規定に基づき、工場等の設置についての許可を必要とする指定区域を指定すること。
- 32 環境条例第37条第1項の規定に基づき、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭に係る特別基準を定めること。
- 33 環境条例第54条第1項の規定に基づき、硫黄酸化物等を排出する区域を指定し、燃料使用基準及び原料基準を定めること。
- 34 環境条例第58条第1項の規定に基づき、特定工作物解体等工事に係る粉じんの排出又は飛散の防止の基準を定めること。
- 35 環境条例第59条第1項の規定に基づき、特定建設作業の実施についての届出を必要とする区域を指定すること。
- 36 環境条例第60条第1項の規定に基づき、特定建設作業に係る騒音又は振動の基準を定めること
- 37 環境条例第61条第1項の規定に基づき、商業宣伝のための拡声機の使用を禁止する区域を指定すること。
- 38 環境条例第62条第1項の規定に基づき、深夜における営業の時間を制限する区域を指定すること。
- 39 環境条例第63条第1項の規定に基づき、深夜における音響機器の使用を制限する区域を指定すること。
- 40 環境条例第84条第1項の規定に基づき、流域水環境
- 24 窒素酸化物等総量削減法第8条第3項において準用する第6条第3項の規定に基づき、粒子状物質対策地域を定める政令の立案について環境大臣に申し出ること。
- 25 窒素酸化物等総量削減法第8条第3項において準用する第6条第4項の規定に基づき、粒子状物質対策地域を定める政令の制定又は改廃の立案について環境大臣に意見を述べること。
- 26 窒素酸化物等総量削減法第8条第3項において準用する第6条第6項の規定に基づき、粒子状物質総量削減基本方針の案の作成又は変更案の作成について環境大臣に意見を述べること。
- 27 窒素酸化物等総量削減法第12条第3項の規定に基づき、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準について環境大臣に意見を述べること。
- 28 窒素酸化物等総量削減法第13条第2項の規定に基づき、窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準の適用区分又は猶予期間を定める政令の制定又は改廃の立案について環境大臣に意見を述べること。
- 29 窒素酸化物等総量削減法第22条第3項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、同法第16条の規定に基づく指導及び助言、同法第19条の規定に基づく勧告及び命令並びに同法第20条第1項の規定に基づく報告及び立入検査を要請すること。
- 30 水質汚濁防止法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づき、地下水の水質の浄化のための措置をとるべ

保全創造指針を定めること。

- 41 環境条例第145条第1項の規定に基づき、特定物質排出防止基準を定めること。

きことを命ずること。

- 31 水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画を作成すること。
- 32 水質汚濁防止法第23条第4項の規定に基づき、行政機関の長に対し鉱山保安法、電気事業法又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の規定による措置をとるべきことを要請すること。
- 33 水質汚濁防止法第24条第2項の規定に基づき、関係行政機関の長等に対し、意見を述べること。
- 34 瀬戸内海環境保全法第5条第1項の規定に基づき、特定施設の設置を許可すること。
- 35 瀬戸内海環境保全法第5条第5項の規定に基づき、関係府県知事及び市町長に通知し、意見を求めること。
- 36 瀬戸内海環境保全法第8条第1項の規定に基づき、施設の変更を許可すること。
- 37 瀬戸内海環境保全法第11条の規定に基づき、違反を是正するために必要な措置を命ずること。
- 38 瀬戸内海環境保全法第20条第2項の規定に基づき、環境大臣に勧告に基づく措置について報告すること。
- 39 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成6年法律第9号）第4条第1項の規定に基づき、指定水域及び指定地域の指定を環境大臣に申し出ること。
- 40 特定水道利水障害の防止

のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、水質保全計画を定めること。

41 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第3項の規定に基づき、土地の所有者等に対し、報告を行い、又は報告の内容を是正すべきことを命ずること。

42 土壤汚染対策法第4条第2項の規定に基づき、汚染の状況について調査させ、その結果を報告すべきことを命ずること。

43 土壤汚染対策法第5条第1項の規定に基づき、汚染の状況について調査させてその結果を報告すべきことを命ずること。

44 土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、要措置区域を指定すること。

45 土壤汚染対策法第6条第4項の規定に基づき、要措置区域の指定を解除すること。

46 土壤汚染対策法第7条第1項の規定に基づき、汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示すること。

47 土壤汚染対策法第7条第4項の規定に基づき、指示措置等を講ずべきことを命ずること。

48 土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域を指定すること。

49 土壤汚染対策法第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を解除すること。

50 土壤汚染対策法第12条第4項の規定に基づき、土地の形質の変更等の施行方法

に関する計画の変更を命ずること。

51 土壤汚染対策法第16条第4項の規定に基づき、措置を講ずべきことを命ずること。

52 土壤汚染対策法第19条の規定に基づき、必要な措置を講ずべきことを命ずること。

53 土壤汚染対策法第22条第1項の規定に基づき、汚染土壤処理業の許可をすること。

54 土壤汚染対策法第24条の規定に基づき、汚染土壤処理業者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずること。

55 土壤汚染対策法第25条の規定に基づき、汚染土壤処理業の許可を取り消し、又は事業の停止を命ずること。

56 土壤汚染対策法第27条第2項の規定に基づき、必要な措置を講ずべきことを命ずること。

57 土壤汚染対策法第56条第2項の規定に基づき、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、意見を述べること。

58 騒音規制法第3条第2項の規定に基づき、地域の指定又はその変更若しくは廃止について関係市町長の意見を聴くこと。

59 航空機騒音障害防止法第11条第2項の規定に基づき、損失補償の申請について国土交通大臣に意見を述べること。

60 振動規制法第3条第2項の規定に基づき、地域の指定又はその変更若しくは廃止について関係市町長の意見を聴くこと。

- 61 悪臭防止法第5条第1項の規定に基づき、規制地域の指定又はその変更若しくは解除及び規制基準の設定、変更又は廃止について当該規制地域を管轄する市町長の意見を聴くこと。
- 62 悪臭防止法第5条第2項の規定に基づき、当該規制地域の周辺地域を管轄する市町長の意見を聴くこと。
- 63 環境条例第30条第1項の規定に基づき、関係市町長等に対し、意見を述べること。
- 64 環境条例第36条第4項の規定に基づき、指定区域の指定又はその変更若しくは廃止について関係市町長の意見を聴くこと。
- 65 環境条例第56条の規定に基づき、工業用水道事業者に対し、工業用水の供給の制限又は停止を要請すること。
- 66 環境条例第67条の3の規定に基づき、特定自動車を使用する者に対し、特定自動車の運行の適正な管理等の必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 67 環境条例第73条第1項の規定に基づき、公安委員会に道路交通法の規定による措置を講ずべきことを要請すること。
- 68 環境条例第73条第2項の規定に基づき、道路の部分の構造の改善等について、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べること。
- 69 環境条例第150条第1項の規定に基づき、事業者名等を公表すること（神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市に所在する工場等に係るものに限る。）。

			70 環境条例第150条第2項の規定に基づき、事業者名等を公表すること。
温暖化対策課	<p>1 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3第1項の規定に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を定めること。</p> <p>2 環境条例第142条の2第1項の規定に基づき、特定物質排出抑制計画の作成をするための指針を定めること。</p> <p>3 環境条例第143条第1項の規定に基づき、特定物質の排出を抑制するための指針を定めること。</p>		<p>1 地球温暖化対策の推進に関する法律第24条第1項の規定に基づき、都道府県地球温暖化防止活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）を指定すること。</p> <p>2 地球温暖化対策の推進に関する法律第24条第4項の規定に基づき、都道府県センターに対し、財産の状況又はその事業の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>3 地球温暖化対策の推進に関する法律第24条第5項の規定に基づき、都道府県センターの指定を取り消すこと。</p>

別表第1 農政環境部の部環境整備課の項知事決裁事項の欄9中「（平成5年法律第91号）」を削り、同項局長専決事項の欄7中「第15条の2の6」を「第15条の2の7」に改め、同欄中49を50とし、9から48までを10から49までとし、8の次に次のように加える。

9 廃棄物処理法第15条の3の3第5項の規定に基づき、認定熱回収施設設置者の認定を取り消すこと。

別表第1 農政環境部の部大気課の項及び水質課の項を削り、同表県土整備部の部道路街路課の項局長専決事項の欄2中「第50条第4項」を「第50条第5項」に改め、同欄17及び18を削り、同部道路保全課の項局長専決事項の欄4中「第31条第4項」を「第31条第3項」に改め、同欄16を削り、同欄17中「軌道法第1条第2項ノ規定ニ依ル一般交通ノ用ニ供セサル軌道ニ関スル件」を「専用軌道規則」に、「敷地」を「敷設」に改め、同欄中17を16とし、18を削り、19を17とし、同部河川整備課の項部長専決事項の欄1及び2を削り、同部武庫川企画調整課の項中「武庫川企画調整課」を「総合治水課」に改め、同部砂防課の項局長専決事項の欄5中「他の都道府県又は他の都道府県内の公共団体に砂防工事の費用を負担させる場合の手続に関する政令」を「他の都府県又は他の都府県内の公共団体に砂防工事の費用を負担させる場合の手続に関する政令」に改め、同部港湾課の項局長専決事項の欄10中「第55条第1項」を「第54条の2第1項」に、「借り受け、譲り受け」を「譲り受け、借り受け」に改め、同部都市政策課の項知事決裁事項の欄6中「第27条第1項」を「第27条の3第1項」に改める。

別表第1 県土整備部の部都市政策課の項局長専決事項の欄41中「第12号」を「第14号」に改め、同部都市計画課の項知事決裁事項の欄5中「第4項又は第5項」を「第7項又は第9項」に、「の承認を」を「について、」に、「申請」を「協議」に改め、同欄6中「流通業務市街地整備法」を「流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号。以下「流通業務市街地整備法」という。）」に改め、同欄7中「同条第5項」を「同条第6項」に改め、同項局長専決事項の欄20中「同条第5項」を「同条第6項」に改め、同欄31及び35中「大規模小売店舗等立地審議会」を「まちづくり審議会」に改め、同部市街地整備課の項局長専決事項の欄中12を削り、13を12とし、14から52までを13から51までとし、同欄53中「大都市地域住宅等供給促進法」を「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号。以下「大都市地域住宅等供給促進法」という。）」に改め、同欄中53を52とし、54から58までを53から57までとし、同欄59中「第95条第2項」を「第95条第1項」に改め、同欄中59を58とし、60から72までを59から71までとし、同部公園緑地課の項知事決裁事項の欄3中「保全区域整備法」を「近畿圏の保全区域の整備に

関する法律（昭和42年法律第103号。以下「保全区域整備法」という。）に改め、同部公営住宅課の項知事決裁事項の欄中「地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第42条第2項の規定に基づき、住宅供給公社の設立の認可を取り消すこと。」を削り、同項局長専決事項の欄2中「地方住宅供給公社法」の右に「（昭和40年法律第124号）」を加える。

別表第2中「第5条、第5条の2、第7条関係」を「第5条、第5条の2、第7条、第8条関係」に改め、同表企画県民部の部防災計画課の項知事決裁事項の欄1から5までを削り、同項防災監専決事項の欄3から28までを削り、同項局長専決事項の欄1から11までを削り、同部災害対策課の項知事決裁事項の欄を次のように改める。

- 1 災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、県の災害対策本部を設置すること。
- 2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第26条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、内閣総理大臣に国民保護対策本部又は緊急対処事態等対策本部を設置すべき都道府県の指定を行うよう要請すること。
- 3 国民保護法第27条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、県の国民保護対策本部又は緊急対処事態等対策本部を設置すること。
- 4 国民保護法第30条（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、県の国民保護対策本部又は緊急対処事態等対策本部を廃止すること。
- 5 国民保護法第34条第1項又は第8項の規定に基づき、国民の保護に関する計画を作成し、又は変更すること。
- 6 国民保護法第34条第5項又は第8項の規定に基づき、国民の保護に関する計画の作成又は変更について内閣総理大臣に協議すること。

別表第2企画県民部の部災害対策課の項防災監専決事項の欄に次のように加える。

- 10 国民保護法第2条第2項の規定に基づき、指定地方公共機関を指定すること。
- 11 国民保護法第11条第4項の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に国民の保護のための措置の実施に関し要請すること。
- 12 国民保護法第12条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国民の保護のための措置の実施について、他の都道府県の都道府県知事等に応援を求めること。
- 13 国民保護法第14条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町長の実施すべき国民の保護のための措置を代行すること。
- 14 国民保護法第15条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、防衛大臣に自衛隊の部隊等の派遣を要請すること。
- 15 国民保護法第21条第3項の規定に基づき、指定公共機関又は指定地方公共機関に国民の保護のための措置の実施に関し要請すること。
- 16 国民保護法第28条第8項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、県の国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部に現地対策本部を設置すること。
- 17 国民保護法第41条の規定に基づき、国民の保護のための措置に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めること。
- 18 国民保護法第54条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、避難の指示をすること。
- 19 国民保護法第55条第1項又は第2項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、避難の指示を解除すること。
- 20 国民保護法第63条第2項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、警察官等による避難住民の誘導を行うよう要請すること。
- 21 国民保護法第67条第2項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町長に避難住民の誘導を行うべきことを指示すること。
- 22 国民保護法第73条第2項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定地方公共機関に避難住民の運送を行うべきことを指示すること。
- 23 国民保護法第75条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、救援を実施すること。
- 24 国民保護法第97条第2項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずること。

- 25 国民保護法第97条第4項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等対策本部長又は緊急対処事態対策本部長に必要な措置を講ずるよう要請すること。
- 26 国民保護法第99条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃災害緊急通報又は緊急対処事態における災害に係る緊急通報を発令すること。
- 27 国民保護法第105条第11項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町長に応急対策を実施すべきことを指示すること。
- 28 国民保護法第107条第3項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置について必要な協力を市町長等に要請すること。
- 29 国民保護法第108条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置を講ずること。
- 30 国民保護法第111条第2項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示すること。
- 31 国民保護法第117条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示すること。
- 32 国民保護法第119条第3項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町長に消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示すること。
- 33 国民保護法第144条（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に物資又は資材の供給について措置を講ずるよう要請すること。
- 34 国民保護法第151条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関に職員の派遣を要請すること。
- 35 国民保護法第152条第1項又は第2項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関、特定指定公共機関又は他の普通地方公共団体の職員の派遣について総務大臣にあつせんを求めること。
別表第2企画県民部の部災害対策課の項局長専決事項の欄中7を18とし、6を17とし、同欄5の次に次のように加える。
- 6 国民保護法第42条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国民の保護のための措置についての訓練を実施すること。
- 7 国民保護法第71条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に避難住民の運送を求めること。
- 8 国民保護法第77条第3項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、救援又はその応援の実施に関し必要な事項を日本赤十字社に委託すること。
- 9 国民保護法第79条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に緊急物資の運送を求めること。
- 10 国民保護法第80条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、救援に必要な援助について協力を要請すること。
- 11 国民保護法第81条第1項から第3項まで（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定物資の売渡しを要請し、収用し、又は保管を命ずること。
- 12 国民保護法第82条（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地、家屋又は物資を使用すること。
- 13 国民保護法第85条第1項又は第2項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療関係者に医療を行うよう要請し、又は行うべきことを指示すること。
- 14 国民保護法第103条第2項又は第3項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物質等の取扱者に危険物質等の取扱所の警備の強化を求め、又は措置を講ずべきことを命ずること。
- 15 国民保護法第113条第3項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、若しくは土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用し、又は工作物等の除去その他の必要な措置を講ずること。
- 16 国民保護法第115条第1項（第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、住民に消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請すること。
別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第5条、第5条の3、第7条、第8条関係）

企画県民部

課名	知事決裁事項	政策監専決事項	局長専決事項
秘書課	1 春秋叙勲について、主務大臣に具申すること。 2 褒章条例取扱手続（明治27年閣令第1号）第1条又は第4条の規定に基づき、褒章条例（明治14年太政官布告第63号）第1条に定める褒章（紺綬褒章を除く。）について、主務大臣に具申すること。		
広報課		1 広報計画を作成すること。 2 広聴計画を作成すること。	
広域行政課	1 大阪湾臨海地域開発整備法（平成4年法律第110号）第4条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の指定又は変更について主務大臣に申請すること。 2 大阪湾臨海地域開発整備法第5条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、基本方針の決定又は変更について主務大臣に意見を述べること。 3 大阪湾臨海地域開発整備法第7条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、整備計画又はその変更について主務大臣に協議し、その同意を求めること。		
ビジョン課	1 長期ビジョンを推進するための基本方針を決定すること。 2 近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第11条第2項（第12条第2項及び第14条第2項において準用する場	1 長期ビジョンの推進について、関係機関と調整すること。 2 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第6条第5項の規定に基づき、国土形成計画の案について、国土	

	<p>合を含む。)の規定に基づき、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>3 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）第3条第1項の規定に基づき、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の作成又は変更について国土交通大臣に協議し、その同意を求めること。</p> <p>4 保全区域整備法第3条第1項の規定に基づき、保全区域整備計画又はその変更について国土交通大臣に協議し、又はその同意を求めること。</p>	<p>交通大臣に意見を述べること。</p> <p>3 国土形成計画法第8条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、国土形成計画の案を作成することを提案すること。</p> <p>4 国土形成計画法第13条第1項の規定に基づき、国土交通大臣に対し、関係各行政機関の事務の調整を行うことを要請すること。</p> <p>5 近畿圏整備法第9条第2項（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、近畿圏整備計画の決定又はその変更について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>6 近畿圏整備計画の推進について、関係機関と調整すること。</p> <p>7 近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画の推進について、関係機関と調整すること。</p>	
<p>地域振興課</p>	<p>1 水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）第3条第1項の規定に基づき、水資源開発水系の指定について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>2 工業用水法（昭和31年法律第146号）第3条第3項の規定に基づき、工業用井戸水の採取を規制する地域の指定について経済産業大臣及び環境大臣に意見を述べること。</p> <p>3 発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）第4条第1項及び第9項の規定に基づき、公共用施設に関する整備計画の作成又は変更について主務大臣に協議し、その同意を求めること。</p> <p>4 総合保養地域整備法（昭</p>	<p>1 水資源開発促進法第4条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、水資源開発基本計画の決定又は変更について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>2 低開発地域工業開発促進法第2条第4項又は第6項の規定に基づき、低開発地域工業開発地区の指定又はその指定の解除若しくは変更の申請について関係市町長の意見を聴くこと。</p> <p>3 地方拠点法第4条第2項の規定に基づき、地方拠点都市地域の指定について主務大臣に協議すること。</p> <p>4 地方拠点法第4条第3項の規定に基づき、地方拠点都市地域の指定について関係市町に協議すること。</p>	

	<p>和62年法律第71号) 第5条第1項の規定に基づき、基本構想を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めること。</p> <p>5 低開発地域工業開発促進法(昭和36年法律第216号)第2条第1項又は第6項の規定に基づき、低開発地域工業開発地区の指定又はその指定の解除若しくは変更を国土交通大臣に申請すること。</p> <p>6 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成4年法律第76号。以下「地方拠点法」という。)第4条第1項の規定に基づき、地方拠点都市地域を指定すること。</p> <p>7 地方拠点法第5条第1項の規定に基づき、地方拠点都市地域を変更し、又はその指定を解除すること。</p>	<p>5 地方拠点法第6条第6項(第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、基本計画又はその変更に同意すること。</p>	
<p>地域再生課</p>		<p>1 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第5条第1項の規定に基づき、過疎地域自立促進方針を定めること。</p> <p>2 過疎地域自立促進特別措置法第7条第1項の規定に基づき、過疎地域自立促進都道府県計画を定めること。</p> <p>3 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別の措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条の規定に基づき、総合整備計画について当該市町に協力して講じようとする措置の計画を定めること。</p> <p>4 離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項の規定に基づき、離島振興計画を定めること。</p>	

<p>統計課</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 県民経済計算推計の基本方針を決定すること。 2 県及び市町の統計事務関係の優良職員並びに優良団体及びその従事者の表彰について、主務大臣等に候補者を推薦すること。 	
<p>県民生活課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）第6条第2項の規定に基づき、地域づくり活動支援指針を定めること。 2 県民の参画と協働の推進に関する条例第8条第2項の規定に基づき、県行政参画・協働推進計画を定めること。 3 県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第6条第1項の規定に基づき、県民ボランティア活動の促進のための施策の推進に関する基本方針を定めること。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立を認証すること。 2 特定非営利活動促進法第31条第2項の規定に基づき、特定非営利活動法人の解散を認定すること。 3 特定非営利活動促進法第32条第2項の規定に基づき、特定非営利活動法人の残余財産の国又は地方公共団体への譲渡を認証すること。 4 特定非営利活動促進法第34条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の合併を認証すること。 5 特定非営利活動促進法第43条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。
<p>地域安全課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）第12条第1項の規定に基づき、推進計画を定めること。 2 地域安全まちづくり条例第13条第1項の規定に基づき、指針を定めること。 3 交通安全対策の基本方針を決定すること。 		<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全県民運動を企画すること。 2 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第27条の規定に基づき、指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、必要な要請をし、又は必要な勧告若しくは指示をすること。 3 交通安全対策基本法第28条の規定に基づき、中央交通安全対策会議及び関係指定行政機関の長に対し、必要な要請をすること。

青少年課	男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定に基づき、都道府県男女共同参画計画を定めること。		
芸術文化課		兵庫県文化賞、兵庫県科学賞、兵庫県スポーツ賞及び兵庫県社会賞の受賞者の選考委員会の委員を委嘱すること。	

（出納局決裁規程の一部改正）

第2条 出納局決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「理事」の右に「、政策監」を加える。

第3条第2項中「医監」の右に「、観光監」を加える。

第4条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第2項第9号から第11号まで及び第13号から第16号までの規定中「課長」を「工事検査室長又は課長」と読み替えるものとする。

第5条の見出し中「課長等」を「工事検査室長又は課長」に改め、同条第1項中「課長又は室長」を「工事検査室長又は課長」に改める。

第8条中「課長又は室長」を「工事検査室長又は課長」に改める。

第9条の表第2条第1号の款知事の権限の項を削り、同款に次のように加える。

課長	工事検査室長、課長
知事の権限	知事又は会計管理者の権限

第9条の表第2条第3号の款局長の項の次に次のように加える。

課長	工事検査室長、課長
----	-----------

第9条の表第2条第4号の款に次のように加える。

課長	工事検査室長、課長
----	-----------

第9条の表第13条の2の款に次のように加える。

課長又は室長	工事検査室長又は課長
--------	------------

第9条の表第17条第2項の款及び第17条第3項の款を次のように改める。

第14条	課長又は室長	工事検査室長又は課長
第17条第3項	部長	会計管理者
	局長	出納局長

第9条の表第20条の款の前に次のように加える。

第17条第4項	局長	出納局長
	課長又は室長	工事検査室長又は課長
第18条	課長又は室長	課長

第9条の表第20条の項の次に次のように加える。

第22条	局長	出納局長
	課長	工事検査室長、課長

(地方機関処務規程の一部改正)

第3条 地方機関処務規程(昭和43年兵庫県訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第5条中第14号を第15号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第8号中「所属の」を削り、同号を同条第9号とし、同条第7号ウ中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条第1項の規定に基づき、職員(所長等を除く。)の営利企業等への従事を許可すること。

第6条第1項第1号中「第383条第4項及び」を「第383条第3項及び第4項並びに」に改める。

第9条第2項中「応用情報科学研究科長」の右に「、シミュレーション学研究科長」を加え、「産学連携センター長」を「産学連携機構長」に改める。

第9条の2第1項中「明石キャンパス事務部長」の右に「、神戸ポートアイランドキャンパス事務部長」を加える。

第12条の2中「第383条第4項及び」を「第383条第3項及び第4項並びに」に、「室長」を「副局長、室長」に改める。

第14条第1項中「長が」を削り、「のうちから」の右に「、同条第7号に規定する所長等(以下「地方機関等の長」という。)が」を加える。

第25条第2項中「文書課長」を「企画県民部管理局文書課長(以下「文書課長」という。)」に、「地方機関等」を「地方機関」に改める。

第31条第1項中「所属の」を削る。

別表第1総務室の部の前に次のように加える。

県民局

区分	県民局長委任事項	県民局長専決事項
神戸県民局	1 管内の重要施策の企画、総合調整及び総合的推進を行うこと。 2 管内の重要事業の総合調整及び進行管理を行うこと。 3 地域広報計画を作成すること。 4 地域広聴計画を作成すること。 5 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和39年法律第145号)第24条第2項の規定に基づき、施行計画を受理すること。 6 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第26条第1項の規定に基づき、工事完了届を受理すること。 7 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部 芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄26から87までに掲げる事項	1 職員等をもって構成する県民局管内の連絡会議等を設置すること。 2 表彰規則(昭和38年兵庫県規則第80号)の規定に基づき、表彰を行うこと(知事が別に定めるものに限る。) 3 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部 芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長専決事項の欄10から12までに掲げる事項

阪神南県民
局及び阪神
北県民局

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第34条第1項の規定に基づき、中小企業者の経営の向上の状況について調査を行うこと。 2 中小企業新事業活動促進法第34条第3項の規定に基づき、経営革新のための事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うこと。 3 中小企業新事業活動促進法第35条の規定に基づき、経営革新のための事業を行う者に対し、承認経営革新計画の実施状況について報告を求めること。 4 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の2第7項の規定に基づき、特定共済組合が他の事業を行うことを承認すること（主たる事務所を所管区域内に置くものに限り、知事が特に指定するものを除く。12から33までにおいて同じ。）。 5 中小企業等協同組合法第9条の2の2第2項の規定に基づき、事業者と事業協同組合又は事業協同小組合との団体協約の締結に関し、あっせん又は調停を行うこと。 6 中小企業等協同組合法第9条の2の2第4項の規定に基づき、団体協約の締結に関するあっせん又は調停について、兵庫県中小企業調停審議会に諮問すること。 7 中小企業等協同組合法第9条の9第4項の規定に基づき、特定共済組合連合会が他の事業を行うことを承認すること。 8 中小企業等協同組合法第31条の規定に基づき、協同組合連合会の成立の届出を受理すること。 9 中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会又は企業組合（以下「協同組合等」という。）の役員の変更の届出を受理すること。 10 中小企業等協同組合法第42条第8項において準用する同法第48条の規定に基づき、協同組合等の役員の変更に係る総会の招集を承認すること。 11 中小企業等協同組合法第48条の規定に基づき、協同組合等の臨時総会の招集を | <ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業新事業活動促進法第9条第1項の規定に基づき、経営革新計画の承認をすること。 2 中小企業新事業活動促進法第10条第1項の規定に基づき、承認経営革新計画の変更の承認をすること。 3 中小企業新事業活動促進法第10条第2項の規定に基づき、承認経営革新計画の承認を取り消すこと。 4 中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項（同法第9条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例に係る認可をすること。 5 中小企業等協同組合法第9条の2の3第2項（同法第9条の9第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会の組合員以外の者の事業の利用の特例に係る認可を取り消すこと。 6 中小企業等協同組合法第9条の6の2第1項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合又は協同組合連合会の共済規程を認可すること。 7 中小企業等協同組合法第9条の6の2第4項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、事業協同組合又は事業協同組合連合会の共済規程の変更又は廃止を認可すること。 8 中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定に基づき、協同組合等の設立を認可すること。 9 中小企業等協同組合法第51条第2項の規定に基づき、協同組合等の定款の変更を認可すること。 10 中小企業等協同組合法第57条の3第3項の規定に基づき、協同組合連合会の事業等の譲渡又は譲受けを認可すること。 11 中小企業等協同組合法第57条の5の規定に基づき、組合の余裕金の運用を認可すること。 12 中小企業等協同組合法第62条第4項の規定に基づき、責任共済等の事業等を行う協同組合等の解散の決議を認可すること。 |
|--|--|

- 承認すること。
- 12 中小企業等協同組合法第58条の7第2項の規定に基づき、共済計理人の意見書の写しを受理すること。
- 13 中小企業等協同組合法第58条の7第3項の規定に基づき、共済計理人に対し、説明又は意見を求めること。
- 14 中小企業等協同組合法第58条の8の規定に基づき、共済事業を行う組合に対し、共済計理人の解任を命ずること。
- 15 中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づき、協同組合等の解散の届出を受理すること。
- 16 中小企業等協同組合法第104条第2項の規定に基づき、必要な措置を採ること。
- 17 中小企業等協同組合法第105条第2項の規定に基づき、協同組合等の業務又は会計の状況を検査すること。
- 18 中小企業等協同組合法第105条の2の規定に基づき、協同組合等の決算関係書類を受理すること。
- 19 中小企業等協同組合法第105条の3第1項又は第2項の規定に基づき、協同組合等から必要な報告を徴すること。
- 20 中小企業等協同組合法第105条の3第3項の規定に基づき、共済事業を行う組合に対し、報告又は資料の提出を求めること。
- 21 中小企業等協同組合法第105条の3第4項の規定に基づき、組合の子法人等又は共済代理店に対し、報告又は資料の提出を求めること。
- 22 中小企業等協同組合法第105条の4第1項の規定に基づき、協同組合等の業務又は会計の状況を検査すること。
- 23 中小企業等協同組合法第105条の4第2項の規定に基づき、共済事業を行う組合の事務所等に立ち入らせ、質問させ、又は検査させること。
- 24 中小企業等協同組合法第105条の4第4項の規定に基づき、組合の子法人等若しくは共済代理店に立ち入らせ、質問させ、又は検査させること。
- 25 中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づき、協同組合等に必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- 26 中小企業等協同組合法第106条の3の規定に基づき、共済事業を行う組合から
- 13 中小企業等協同組合法第66条の規定に基づき、協同組合等の合併を認可すること。
- 14 中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づき、協同組合等の解散の登記を嘱託すること。
- 15 中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき、協同組合等に対し、解散を命ずること。
- 16 商工会議所法第7条第2項第1号又は第2号の規定に基づき、特定商工業者について商工会議所が定める税額又は資本金額若しくは払込済出資総額の許可をすること。
- 17 商工会議所法第10条第2項及び第3項の規定に基づき、商工会議所の法定台帳の作成期間を延長し、及びその旨を通知すること。
- 18 商工会議所法第46条第2項及び同条第4項において準用する同法第28条の規定に基づき、商工会議所の定款の変更の認可又は不認可の処分をし、及びその旨を通知すること。
- 19 商工会議所法第59条第4項の規定に基づき、商工会議所の業務の一部の停止について、日本商工会議所の意見を聴くこと。
- 20 商工会議所法施行令（昭和28年政令第315号）第7条第2項の規定に基づき、商工会議所から報告を徴し、若しくは職員に業務の状況若しくは帳簿書類等を検査させ、又は商工会議所に対して警告を発し、若しくは業務の一部を停止させた結果を経済産業大臣に報告すること。
- 21 中小企業団体組織法第5条の7第2項の規定に基づき、協業組合の事業の転換を認可すること。
- 22 中小企業団体組織法第5条の17第1項の規定に基づき、協業組合の設立を認可すること。
- 23 中小企業団体組織法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項の規定に基づき、協業組合の定款の変更を認可すること。
- 24 中小企業団体組織法第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第66条の規定に基づき、協業組合の合併を認可すること。

- の届出を受理すること。
- 27 商工会議所法（昭和28年法律第143号）第57条の規定に基づき、商工会議所の収支決算、事業の状況等の報告を受理すること。
- 28 商工会議所法第58条第1項の規定に基づき、商工会議所から報告を徴し、又は職員に業務の状況若しくは帳簿類等を検査させること。
- 29 商工会議所法第59条第1項の規定に基づき、商工会議所に対して警告を発し、又は業務の一部を停止させること。
- 30 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下「中小企業団体組織法」という。）第5条の22の規定に基づき、公正取引委員会の請求を受理すること（主たる事務所を所管区域内に置く協業組合（国の行政庁が所管するものを除く。）に係るものに限る。38から47まで及び専決事項の欄22から29までにおいて同じ。）。
- 31 中小企業団体組織法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づき、協業組合の役員の変更の届出を受理すること。
- 32 中小企業団体組織法第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第48条の規定に基づき、協業組合の臨時総会の招集を承認すること。
- 33 中小企業団体組織法第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づき、協業組合の解散の届出を受理すること。
- 34 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第104条第2項の規定に基づき、必要な措置を採ること。
- 35 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条第2項の規定に基づき、協業組合の業務又は会計の状況を検査すること。
- 36 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の2の規定に基づき、協業組合の決算関係書類を受理すること。
- 37 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の3第1項又は第2項の規定に
- 25 中小企業団体組織法第5条の23第5項において準用する中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づき、協業組合の解散の登記を嘱託すること。
- 26 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づき、協業組合に対し、解散を命ずること。
- 27 中小企業団体組織法第95条第4項の規定に基づき、事業協同組合、事業協同小組合又は企業組合の協業組合への組織変更を認可すること。
- 28 中小企業団体組織法第101条の2第2項の規定に基づき、協業組合に関し命令、認可又は承認した旨を経済産業大臣に通知すること。
- 29 小規模事業者支援法第5条第1項の規定に基づき、商工会等の基盤施設計画の認定をすること。
- 30 小規模事業者支援法第6条第1項の規定に基づき、商工会等の認定基盤施設計画の変更の認定をすること。
- 31 小規模事業者支援法第6条第2項の規定に基づき、商工会等の認定基盤施設計画の認定を取り消すこと。
- 32 小規模事業者支援法第18条第1項の規定に基づき、商工会等の認定連携計画の認定をすること。
- 33 小規模事業者支援法第19条第1項の規定に基づき、商工会等の認定連携計画の変更の認定をすること。
- 34 小規模事業者支援法第19条第2項の規定に基づき、商工会等の認定連携計画の認定を取り消すこと。
- 35 工業立地適正化条例第11条の規定に基づき、工場の設置に関して必要な事項について、助言し、又は勧告すること。
- 36 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第4条第1項の規定に基づき、商店街整備計画を認定すること。
- 37 中小小売商業振興法第4条第2項の規定に基づき、店舗集団化計画を認定すること。
- 38 中小小売商業振興法第4条第3項の規定に基づき、共同店舗等整備計画を認定すること。
- 39 中小小売商業振興法第4条第6項の規定に基づき、商店街整備等支援計画を認

- 基づき、協業組合から必要な報告を徴すること。
- 38 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の4第1項の規定に基づき、協業組合から必要な報告を徴し、又は協業組合の業務若しくは会計の状況を検査すること。
- 39 中小企業団体組織法第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づき、協業組合に必要な措置を採るべき旨を命ずること。
- 40 中小企業団体組織法第95条第7項の規定に基づき、事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合の協業組合への組織変更の届出を受理すること。
- 41 中小企業団体組織法第100条の14の規定に基づき、事業協同組合、企業組合又は協業組合の株式会社又は有限会社への組織変更の届出を受理すること。
- 42 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援法」という。）第22条第1項の規定に基づき、商工会又は商工会議所（以下「商工会等」という。）の基盤施設事業又は連携事業の実施状況について報告を求めること。
- 43 貸金業法（昭和58年法律第32号）第5条第1項及び第2項の規定に基づき、貸金業者の登録をし、及びその旨を通知すること。
- 44 貸金業法第6条第1項及び第2項の規定に基づき、貸金業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。
- 45 貸金業法第8条第1項及び第2項の規定に基づき、登録事項の変更の届出を受理し、及びその変更登録をすること。
- 46 貸金業法第9条の規定に基づき、貸金業者登録簿を一般の閲覧に供すること。
- 47 貸金業法第10条第1項の規定に基づき、廃業等の届出を受理すること。
- 48 貸金業法第24条の6の2の規定に基づき、貸金業の開始等の届出を受理すること。
- 49 貸金業法第24条の6の3第1項の規定に基づき、貸金業者に対して、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要
- 定すること。
- 40 中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）第9条第1項又は第2項の規定に基づき、認定計画の変更を認定し、又は認定を取消すこと。
- 41 商店街振興組合法第36条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。
- 42 商店街振興組合法第62条第2項の規定に基づき、組合の定款の変更を認可すること。
- 43 商店街振興組合法第73条第3項の規定に基づき、組合の合併を認可すること。
- 44 商店街振興組合法第86条第1項又は第2項の規定に基づき、組合に解散を命ずること。
- 45 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律第3条の規定に基づき、特定物資の価格の動向及び需給の状況の調査を行うこと。
- 46 国民生活安定緊急措置法第6条第2項の規定に基づき、標準価格又は販売価格を表示すべきことを指示すること。
- 47 消費生活条例（昭和49年兵庫県条例第52号）第24条の規定に基づき、指定物資の需給の状況及び価格の動向に関する情報の収集を行うこと。
- 48 職業能力開発促進法第24条第1項又は第3項（同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、職業訓練について認定し、又は取り消すこと。
- 49 職業能力開発促進法第24条第2項の規定に基づき、都道府県労働局長の意見を聴くこと。
- 50 職業能力開発促進法第36条の規定に基づき、職業訓練法人の設立を認可すること。
- 51 職業能力開発促進法第39条第1項の規定に基づき、職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更を認可すること。
- 52 職業能力開発促進法第39条の2第1項の規定に基づき、職業訓練法人の基本財産の処分を承認すること。
- 53 職業能力開発促進法第40条第2項の規定に基づき、職業訓練法人の解散を認可すること。
- 54 職業能力開発促進法第41条の規定に基づき、職業訓練法人の設立の認可を取り

な措置を命ずること。

50 貸金業法第24条の6の4第1項の規定に基づき、貸金業者の登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

51 貸金業法第24条の6の4第2項の規定に基づき、貸金業者の役員の解任を命ずること。

52 貸金業法第24条の6の5第1項及び第2項の規定に基づき、貸金業者の登録を取り消し、及びその旨を通知をすること。

53 貸金業法第24条の6の6第1項の規定に基づき、所在不明の貸金業者等についてその公告をし、及びその登録を取り消すこと。

54 貸金業法第24条の6の7の規定に基づき、貸金業者の登録を抹消すること。

55 貸金業法第24条の6の8の規定に基づき、貸金業者の業務の全部若しくは一部の停止、又は貸金業者の登録の取消しをした旨の公告をすること。

56 貸金業法第24条の6の9の規定に基づき、貸金業に係る事業報告書を受理すること。

57 貸金業法第24条の6の10第1項から第4項まで（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項又は第24条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貸金業者等に対して、業務等に関し報告若しくは資料の提出を命じ、又は営業所等に立ち入らせ、業務等に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。

58 貸金業法第24条の6の12第1項の規定に基づき、貸金業協会に加入していない貸金業者の貸金業の業務について適切な監督を行うこと。

59 貸金業法第24条の6の12第2項の規定に基づき、貸金業協会に加入していない貸金業者に対して、社内規則の作成又は変更を命ずること。

60 貸金業法第24条の6の12第3項又は第4項の規定に基づき、社内規則の作成等を承認すること。

61 貸金業法第44条の3第1項又は第3項の規定に基づき、警察本部長の意見を聴くこと。

消すこと。

55 職業能力開発促進法第42条第2項又は第3項の規定に基づき、職業訓練法人の残余財産の処分を認可すること。

56 職業能力開発促進法施行規則第32条の規定に基づき、職業訓練の認定又は認定の取消しをした旨を都道府県労働局長に通知すること。

57 職業能力開発促進法施行規則第35条第1項の規定に基づき、職業能力開発校等の設置を承認すること。

58 職業能力開発促進法施行規則第35条の3第2項の規定に基づき、技能照査が的確に行われたものである旨の証明を行うこと。

- 62 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）附則第5条第4項の規定に基づき、認定研究開発等事業計画の実施状況について報告を求めること。
- 63 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項の規定に基づき、特定工場の新設の届出を受理すること（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第10条第1項の規定により市町の条例で緑地面積率等に係る準則が定められた同意企業立地重点促進区域に係るものを除く。73から79までにおいて同じ。）。
- 64 工場立地法第7条第1項又は第8条第1項の規定に基づき、特定工場に係る変更の届出を受理すること。
- 65 工場立地法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、特定工場の設置の場所等に関し必要な勧告をすること。
- 66 工場立地法第10条第1項の規定に基づき、勧告に係る事項の変更を命ずること。
- 67 工場立地法第11条第2項の規定に基づき、期間を短縮すること。
- 68 工場立地法第12条の規定に基づき、氏名等の変更の届出を受理すること。
- 69 工場立地法第13条第3項の規定に基づき、地位の承継の届出を受理すること。
- 70 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定に基づき、特定工場に係る変更の届出を受理すること。
- 71 工業立地の適正化に関する条例（昭和46年兵庫県条例第64号。以下「工業立地適正化条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、工場の設置の届出（建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル以上又は敷地面積が9,000平方メートル以上のものを除く。）を受理すること。
- 72 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第45条の規定に基づき、役員の変更の届出を受理すること。
- 73 商店街振興組合法第59条の規定に基づき、臨時総会の招集を承認すること。
- 74 商店街振興組合法第72条第2項の規定に基づき、組合の解散の届出を受理すること。

- 75 商店街振興組合法第81条第2項の規定に基づき、組合の業務又は会計の状況を検査すること。
- 76 商店街振興組合法第82条の規定に基づき、組合から事業報告書等を受理すること。
- 77 商店街振興組合法第83条の規定に基づき、組合から必要な報告を徴収すること。
- 78 商店街振興組合法第84条の規定に基づき、組合の業務若しくは会計に関して必要な報告を徴し、又は業務若しくは会計の状況を検査すること。
- 79 商店街振興組合法第85条の規定に基づき、組合に必要な措置をとるべき旨を命ずること。
- 80 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第49条の規定に基づき、認定特定民間中心市街地活性化事業者に対し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 81 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第4条第1項の規定に基づき、販売業者（卸売業者を除く。92において同じ。）に対して表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨を指示すること。
- 82 家庭用品品質表示法第10条第2項の規定に基づき、品質の表示についての措置要求の申出につき必要な調査をし、及び必要な措置をとること。
- 83 家庭用品品質表示法第19条第1項の規定に基づき、販売業者から必要な報告を徴すること。
- 84 計量法（平成4年法律第51号）第10条第2項の規定に基づき、適正な計量の実施の確保に著しい支障を生じている場合に、取引又は証明における計量をする者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- 85 計量法第148条第1項の規定に基づき、取引若しくは証明における計量をする者の工場等の事務所等に立ち入り、計量器等の物件を検査させ、又は関係者に質問させること。
- 86 計量法第149条第1項の規定に基づき、計量器の提出を命ずること。
- 87 計量法第151条第1項の規定に基づき、特定計量器の検定証印等を除去するこ

- と。
- 88 計量法第153条第1項の規定に基づき、車両等装置用計量器の装置検査証印を除去すること。
- 89 計量法第154条第1項の規定に基づき、立入検査によらず検定証印等を除去すること。
- 90 観光振興施策の推進について、関係機関と調整すること。
- 91 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）第12条第2項の規定に基づき、登録ホテルの施設の改善等を講ずべきことを指示すること。
- 92 国際観光ホテル整備法第13条第2項の規定に基づき、登録ホテルの施設の管理の方法の改善等を講ずべきことを指示すること。
- 93 国際観光ホテル整備法第44条第1項の規定に基づき、登録ホテル事業を営む者に対し、その事業に関し報告させること。
- 94 国際観光ホテル整備法第44条第3項の規定に基づき、国際観光ホテル及び旅館の立入検査を行うこと。
- 95 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第37条第2項の規定に基づき、職業訓練法人の成立の届出を受理すること。
- 96 職業能力開発促進法第39条第3項の規定に基づき、職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更の届出を受理すること。
- 97 職業能力開発促進法第40条第3項の規定に基づき、職業訓練法人の解散の届出を受理すること。
- 98 職業能力開発促進法第39条の2第1項の規定に基づき、職業訓練法人の事業計画等の届出、登記事項変更の届出、監事就任及び異動の届出を受理すること。
- 99 職業能力開発促進法第39条の2第2項の規定に基づき、職業訓練法人の業務及び財産の状況を検査すること。
- 100 職業能力開発促進法第41条の6の規定に基づき、職業訓練法人の清算中に就職した清算人の登記の届出を受理すること。
- 101 職業能力開発促進法第42条の3の規定に基づき、職業訓練法人の清算終了の届出を受理すること。
- 102 職業能力開発促進法第98条の規定に

- に基づき、認定職業訓練に関する事項について報告を求めること。
- 103 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第33条の規定に基づき、認定職業訓練に関する事項の変更の届出を受理すること。
- 104 職業能力開発促進法施行規則第34条に基づき、認定職業訓練の廃止届を受理すること。
- 105 職業能力開発促進法施行規則第35条の3第1項の規定に基づき、技能照査の届出を受理すること。
- 106 職業能力開発促進法施行規則第36条の規定に基づき、認定職業訓練実施状況報告書を受理すること。
- 107 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第79条の規定に基づき、被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせること。
- 108 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第124条及び第132条の規定に基づき、生涯能力開発給付金及び認定訓練派遣等給付金を支給すること。
- 109 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第17条第1項及び第3項の規定に基づき、火薬類の譲渡若しくは譲受を許可し、又はその許可を取り消すこと(火薬5,000キログラム以下、爆薬5,000キログラム以下、工業雷管50万個以下、電気雷管50万個以下、信号雷管12万個以下、銃用雷管500万個以下、実包及び空包100万個以下、銃用雷管付薬莖^{きょう}200万個以下、導爆線25キロメートル以下、導火線25キロメートル以下、煙火並びにその他の火工品にあっては、その原料となる火薬又は爆薬の薬量が500キログラム以下のものに限る。110から123まで、125から127まで及び129から131までにおいて同じ。)。
- 110 火薬類取締法第25条第1項及び第3項の規定に基づき、火薬類の消費を許可し、又は許可を取り消すこと。
- 111 火薬類取締法第29条第4項又は第5項の規定に基づき、多量の火薬類を消費する者を保安教育計画を定めるべき者として指定し、又は同条第5項において準

- 用する同条第1項の規定に基づき、認可すること。
- 112 火薬類取締法第30条第3項の規定に基づき、取扱保安責任者又は取扱副保安責任者の選任又は解任の届出を受理すること。
- 113 火薬類取締法第33条第2項の規定に基づき、保安責任者の代理者の選任又は解任の届出を受理すること。
- 114 火薬類取締法第36条第1項の規定に基づき、安定度試験の実施結果の報告を受理すること。
- 115 火薬類取締法第36条第2項の規定に基づき、火薬類の所有者に対し、安定度試験の実施を命ずること。
- 116 火薬類取締法第42条の規定に基づき、製造業者等に対し、事業又は火薬類の貯蔵若しくは消費に関して報告をさせること（火薬庫外の貯蔵所に限る。）。
- 117 火薬類取締法第43条第1項の規定に基づき、火薬類の消費者又は火薬類を保管する者の販売所（火薬庫外の貯蔵所に限る。）、消費場所又は保管場所に立入検査をさせ、若しくは関係者に質問をさせ、又は試験のため火薬類を収去させること。
- 118 火薬類取締法第45条の規定に基づき、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要な緊急措置を講ずること。
- 119 火薬類取締法第46条第2項の規定に基づき、所有者等に対し、災害発生日時等の報告をさせること。
- 120 火薬類取締法第47条の規定に基づき、火薬類による爆発その他災害が発生した場合に指示をすること。
- 121 火薬類取締法第52条第1項の規定に基づき、兵庫県公安委員会の意見をきくこと。
- 122 火薬類取締法第52条第2項の規定に基づき、兵庫県公安委員会又は海上保安庁長官に通報すること。
- 123 火薬類取締法第52条第5項の規定に基づき、警察官からの通報を受理すること。
- 124 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第15条第1項の規定に基づき、火薬庫外の貯蔵所を指示すること。

- 125 火薬類取締法施行規則第67条の7第3項の規定に基づき、保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者の指定を取り消すこと。
- 126 火薬類取締法施行規則第67条の7第4項の規定に基づき、保安教育計画を定めるべき者として指定された者からの指定の取消しの申請を受理すること。
- 127 火薬類取締法施行規則第81条の14の表11の項の規定に基づき消費の許可申請書又は火薬類消費計画書の記載事項の変更の届出を受理し、同表12の項の規定に基づき消費した火薬類の種類及び数量等の報告を受理し、及び同表15の項の規定に基づき相続等の届出を受理すること。
- 128 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第35号）第10条第1項の規定に基づき、火薬庫外の貯蔵所を検査すること。
- 129 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則第18条の規定に基づき、火薬類取扱所設置の届出を受理すること。
- 130 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則第18条の2の規定に基づき、火工所設置の届出を受理すること。
- 131 火薬類の取締りに関する手続等を定める規則第19条の規定に基づき、坑道式発破の届出を受理すること。
- 132 工業用水法（昭和31年法律第146号）第3条第1項の規定に基づき、井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供することを許可すること。
- 133 工業用水法第7条第1項の規定に基づき、井戸のストレーナーの位置等の変更を許可すること。
- 134 工業用水法第8条第1項の規定に基づき、許可に条件を付すこと。
- 135 工業用水法第9条の規定に基づき、氏名等の変更の届出を受理すること。
- 136 工業用水法第10条第3項の規定に基づき、使用者の地位の承継の届出を受理すること。
- 137 工業用水法第11条の規定に基づき、許可井戸の廃止等の届出を受理すること。
- 138 工業用水法第13条の規定に基づき、許可を取り消し、又は地下水の採取等の停止を命ずること。
- 139 工業用水法第14条の規定に基づき、許

	<p>可井戸による地下水の採取を制限すべき旨を命ずること。</p> <p>140 工業用水法第22条第1項又は第2項の規定に基づき、職員を他人の土地に立ち入らせ、及びその旨を土地の占有者に通知すること。</p> <p>141 工業用水法第24条の規定に基づき、許可井戸の構造及び使用の状況に関し報告をさせること。</p> <p>142 工業用水法第25条第1項の規定に基づき、許可井戸の設置の場所等への立入検査をさせること。</p> <p>143 工業用水法第26条第1項の規定に基づき、聴聞を行うこと。</p>	
<p>東播磨県民局、中播磨県民局及び西播磨県民局</p>	<p>1 阪神南県民局及び阪神北県民局の項県民局長委任事項の欄1から131までに掲げる事項</p>	<p>1 阪神南県民局及び阪神北県民局の項県民局長専決事項の欄1から58までに掲げる事項</p>
<p>北播磨県民局及び丹波県民局</p>	<p>1 阪神南県民局及び阪神北県民局の項県民局長委任事項の欄1から131までに掲げる事項</p> <p>2 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第4条第1項及び第2項の規定に基づき、振興計画を受理し、意見を付して、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>3 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条の2第2項及び同条第4項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、変更に係る振興計画を受理し、意見を付して、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>4 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第6条第1項及び同条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、共同振興計画を受理し、意見を付して、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>5 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第6条の2第2項及び同条第4項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、変更に係る共同振興計画を受理し、意見を付して、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>6 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第7条第1項及び同条第3項において準用する同法第4条第2項の規定に基づ</p>	<p>1 阪神南県民局及び阪神北県民局の項県民局長専決事項の欄1から58までに掲げる事項</p> <p>2 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第19条第1項から第3項までの規定に基づき、事業の実施状況について報告を求めること。</p> <p>3 伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行令（昭和49年政令第177号）第3条第2項及び第3項の規定により都道府県知事に適用があるものとされる伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第4条の2第1項及び第3項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務を行うこと。</p>

	<p>き、活用計画を受理し、意見を付して、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>7 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第7条の2第2項及び同条第4項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、変更に係る活用計画を受理し、意見を付して、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>8 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第8条第1項及び同条第2項において準用する同法第4条第2項の規定に基づき、支援計画を受理し、意見を付して、経済産業大臣に送付すること。</p> <p>9 伝統的工芸品産業の振興に関する法律第8条の2第2項及び同条第4項において準用する第4条第2項の規定に基づき、変更に係る支援計画を受理し、意見を付して、経済産業大臣に送付すること。</p>
--	---

「
総務室

別表第1 総務室の部中

区分	県民局長委任事項	県民局長専決事項
----	----------	----------

を

「
総務室及び総務企画室

区分	県民局長委任事項	県民局長専決事項
----	----------	----------

に改め、

同部総務室の項県民局長委任事項の欄中3から6までを削り、7を3とし、8から10までを4から6までとし、同項県民局長専決事項の欄中2を削り、3を2とし、4から9までを3から8までとし、同欄中10及び11を削り、12を9とし、同部神戸県民局の総務室の項を次のように改める。

総務企画室	<p>1 県民局の部神戸県民局の項県民局長委任事項の欄1から4までに掲げる事項</p> <p>2 総務室の項県民局長委任事項の欄1から6までに掲げる事項</p>	<p>1 総務室の項県民局長専決事項の欄1から9までに掲げる事項</p> <p>2 職員等をもって構成する県民局管内の連絡会議等を設置すること。</p>
-------	--	--

別表第1 総務室の部淡路県民局の総務室の項を削り、同部職員住宅の管理に関する事務をつかさどる県民局の総務室の項中「総務室」の右に「及び総務企画室」を加え、同表県民室の部中

「
県民室

区分	県民局長委任事項	県民局長専決事項
----	----------	----------

を

「
県民室、県民協働室及び県民生活室

区分	県民局長委任事項	県民局長専決事項
----	----------	----------

に改め、

同部県民室（神戸県民局の県民室を除く。）の項の前に次のように加える。

神戸県民局 の県民室	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民局の部阪神南県民局及び阪神北県民局の項県民局長委任事項の欄 1 から62まで、71から83まで及び90から131までに掲げる事項 2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定に基づき、設立等の認証の申請書類を公衆の縦覧に供すること。 3 特定非営利活動促進法第29条第2項の規定に基づき、事業報告書等、役員名簿等又は定款等を閲覧に供すること。 4 青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第12条の3第1項の規定に基づき、自動販売機による図書類又はがん具類等の販売の届出を受理すること。 5 青少年愛護条例第12条の3第2項の規定に基づき、自動販売機の使用の廃止又は変更の届出を受理すること。 6 青少年愛護条例第17条第1項の規定に基づき、出会い喫茶等営業の届出を受理すること。 7 青少年愛護条例第17条第2項の規定に基づき、出会い喫茶等営業の廃止又は変更の届出を受理すること。 8 青少年愛護条例施行規則（昭和38年兵庫県規則第23号）第7条第1項の規定に基づき、自販機図書類等販売届出済票を交付すること。 9 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。）第15条第1項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の廃業等の届出を受理すること。 10 フロン回収破壊法第22条第3項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の回収量等の報告を受理すること。 11 フロン回収破壊法第23条の規定に基づき、第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者又は第1種フロン類回収業者に対し、フロン類の回収の委託、引渡し、引取り又は確認及び説明の実施について必要な指導又は助言をすること。 12 フロン回収破壊法第24条第1項の規定に基づき、第1種特定製品廃棄等実施者又は第1種フロン類引渡実施者に対し、 	<ol style="list-style-type: none"> 1 表彰規則第2条の規定に基づき、表彰を行うこと（知事が別に定めるものに限る。）。 2 県民局の部阪神南県民局及び阪神北県民局の項県民局長専決事項の欄 1 から44まで及び47から58までに掲げる事項 3 フロン回収破壊法第10条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録をし、及びその旨を通知すること。 4 フロン回収破壊法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録を拒否し、及びその旨を通知すること。 5 フロン回収破壊法第12条第2項において準用する同法第10条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録を更新し、及びその旨を通知すること。 6 フロン回収破壊法第12条第2項において準用する同法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録の更新を拒否し、及びその旨を通知すること。 7 フロン回収破壊法第13条第2項において準用する同法第10条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録を変更し、及びその旨を通知すること。 8 フロン回収破壊法第13条第2項において準用する同法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録の変更を拒否し、及びその旨を通知すること。 9 フロン回収破壊法第16条の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録を抹消すること。 10 フロン回収破壊法第17条第1項及び同条第2項において準用する同法第11条第2項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者の登録を取り消し、又は業務の停止を命じ、及びその旨を通知すること。
---------------	---	---

- 必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。
- 13 フロン回収破壊法第24条第2項の規定に基づき、第1種特定製品廃棄等実施者、第1種フロン類引渡受託者又は第1種フロン類回収業者に対し、必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。
- 14 フロン回収破壊法第24条第3項の規定に基づき、第1種フロン類回収業者等に対し、フロン類の回収又は運搬に関する基準を遵守すべき旨を勧告すること。
- 15 フロン回収破壊法第24条第4項の規定に基づき、第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者又は第1種フロン類回収業者に対し、フロン類の回収の委託、引渡し又は引取りをすべき旨を勧告すること。
- 16 フロン回収破壊法第24条第5項の規定に基づき、同条第1項から第4項までの規定による勧告に従わない者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 17 フロン回収破壊法第43条の規定に基づき、第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者、第1種フロン類引渡受託者又は第1種フロン類回収業者に対し、報告を求めること。
- 18 フロン回収破壊法第44条第1項の規定に基づき、第1種特定製品整備者、第1種特定製品廃棄等実施者、第1種フロン類引渡受託者又は第1種フロン類回収業者の事務所等について立入検査をさせること。
- 19 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）附則第19条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前のフロン回収破壊法（以下「旧フロン回収破壊法」という。）第33条第1項において準用する同法第15条第1項の規定に基づき、第2種フロン類回収業者の廃業等の届出を受理すること。
- 20 旧フロン回収破壊法第70条の規定に基づき、第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者に対し、報告を求めること。
- 21 旧フロン回収破壊法第71条第1項の規

定に基づき、第2種特定製品引取業者及び第2種フロン類回収業者の事務所等について立入検査をさせること。

22 環境条例第67条の4の規定に基づき、荷主等（県内に所在するものに限る。26及び28において同じ。）に対し、運送等の委託に係る契約の内容の見直し等の適切な措置を講ずべきことを勧告すること。

23 環境条例第90条第7項又は第96条第6項の規定に基づき、自然環境保全特別地区内又は環境緑地保全特別地区内における非常災害応急措置の届出を受理すること。

24 環境条例第90条第9項又は第96条第8項の規定に基づき、自然環境保全特別地区内又は環境緑地保全特別地区内における既着手行為の届出を受理すること。

25 環境条例第94条第2項又は第99条第2項の規定に基づき、自然環境保全普通地区内又は環境緑地保全普通地区内における国等による行為の通知を受理すること。

26 環境条例第151条第2項の規定に基づき、ばい煙等の排出者又は荷主等に対し、ばい煙等を排出し、発生させ、又は飛散させる工場等の施設の状況、特定自動車の運行の状況等について報告を求めること。

27 環境条例第151条第4項の規定に基づき、事業者に対し、講じた措置の状況その他必要な事項について報告を求めること。

28 環境条例第152条第1項の規定に基づき、立入検査させること（ばい煙等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる者又は荷主等に係るものに限る。）。

29 環境条例第153条第1項の規定に基づき、自然環境保全特別地区又は環境緑地保全特別地区の区域内の土地に標識を設置すること。

別表第1 県民室の部 県民室（神戸県民局の県民室を除く。）の項中「を除く。）」の右に「、県民協働室及び北播磨県民局の県民生活室」を加え、同項県民局長委任事項の欄1から160までを次のように改める。

1 神戸県民局の県民室の項 県民局長委任事項の欄2から29までに掲げる事項

2から160まで 削除

別表第1 県民室の部 県民室（神戸県民局の県民室を除く。）の項 県民局長委任事項の欄265から275までを次のように改める。

265から275まで 削除

別表第1 県民室の部 県民室（神戸県民局の県民室を除く。）の項 県民局長委任事項の欄中284及び285を次

のように改める。

284及び285 削除

別表第1 県民室の部県民室（神戸県民局の県民室を除く。）の項県民局長委任事項の欄290の次に次のように加える。

290の2 廃棄物処理法第8条の2の2第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の検査をすること。

別表第1 県民室の部県民室（神戸県民局の県民室を除く。）の項県民局長委任事項の欄292及び293中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に改め、同欄295の次に次のように加える。

295の2 廃棄物処理法第9条の2の4第1項の規定に基づき、熱回収施設を設置している者の認定をすること。

295の3 廃棄物処理法第9条の2の4第5項の規定に基づき、認定熱回収施設設置者の認定を取り消すこと。

別表第1 県民室の部県民室（神戸県民局の県民室を除く。）の項県民局長委任事項の欄296中「第7項」を「第8項」に改め、同欄297及び298中「同条第8項」を「同条第9項」に改め、同欄299中「第9条の3第9項」を「第9条の3第10項」に改め、同欄302の次に次のように加える。

302の2 廃棄物処理法第12条第3項の規定に基づき、産業廃棄物の保管を行おうとする旨の届出及びその変更の届出を受理すること。

302の3 廃棄物処理法第12条第4項の規定に基づき、産業廃棄物の保管を行った旨の届出を受理すること。

302の4 廃棄物処理法第12条の2第3項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の保管を行おうとする旨の届出及びその変更の届出を受理すること。

302の5 廃棄物処理法第12条の2第4項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の保管を行った旨の届出を受理すること。

別表第1 県民室の部県民室（神戸県民局の県民室を除く。）の項県民局長委任事項の欄303中「第12条の3第6項」を「第12条の3第7項」に改め、同欄308から311までの規定中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改め、同欄311の次に次のように加える。

311の2 廃棄物処理法第15条の2の2第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の検査をすること。

別表第1 県民室の部県民室（神戸県民局の県民室を除く。）の項県民局長委任事項の欄312中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改め、同欄313中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改め、同欄314及び315中「第15条の2の5第3項」を「第15条の2の6第3項」に改め、同欄316中「第15条の2の6」を「第15条の2の7」に改め、同欄317の次に次のように加える。

317の2 廃棄物処理法第15条の3の3第1項の規定に基づき、熱回収施設を設置している者の認定をすること。

317の3 廃棄物処理法第15条の3の3第5項の規定に基づき、認定熱回収施設設置者の認定を取り消すこと。

別表第1 県民室の部県民室（神戸県民局の県民室を除く。）の項県民局長委任事項の欄326の次に次のように加える。

326の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条の5又は第7条の4の規定に基づき、認定熱回収施設設置者の熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき、熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは再開したとき、又は熱回収施設の設置を変更したときの届出を受理すること。

326の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第5条の5の11又は第12条の11の11の規定に基づき、熱回収施設における熱回収に関する報告書を受理すること。

326の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の2の6又は第8条の13の6の規定に基づき、保管の廃止の届出を受理すること。

別表第1 県民室の部県民室（神戸県民局の県民室を除く。）の項県民局長委任事項の欄327中「（昭和46年厚生省令第35号）」を削り、同欄417中「又は第2項」を「第2項又は第3項」に改め、同欄418中「第14条の2第3項」を「第14条の2第4項」に改め、同欄中456から459までを次のように改める。

456から459まで 削除

別表第1 県民室の部県民室（神戸県民局の県民室を除く。）の項県民局長委任事項の欄中470から472までを次のように改める。

470から472まで 削除

別表第1 県民室の部県民室（神戸県民局の県民室を除く。）の項県民局長委任事項の欄中474を次のように改める。

474 削除

別表第1 県民室の部県民室（神戸県民局の県民室を除く。）の項県民局長専決事項の欄1から67までを次のように改める。

- 1 神戸県民局の県民室の項県民局長専決事項の欄1及び3から10までに掲げる事項
- 2から67まで 削除

別表第1 県民室の部県民室（神戸県民局の県民室を除く。）の項県民局長専決事項の欄93の次に次のように加える。

93の2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令附則第5条1項の規定に基づき、事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の確認を行うこと。

93の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令附則第5条3項の規定に基づき、事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の確認を行うこと。

別表第1 県民室の部神戸県民局の県民室の項を次のように改める。

淡路県民局の県民生活室	<ul style="list-style-type: none"> 1 県民局の部阪神南県民局及び阪神北県民局の項県民局長委任事項の欄1から89まで及び95から131までに掲げる事項 2 県民室（神戸県民局の県民室を除く。）、県民協働室及び北播磨県民局の県民生活室の項県民局長委任事項の欄1から485までに掲げる事項 	<ul style="list-style-type: none"> 1 県民局の部阪神南県民局及び阪神北県民局の項県民局長専決事項の欄1から58までに掲げる事項 2 神戸県民局の県民室の項県民局長専決事項の欄1及び3から10までに掲げる事項 3 県民室（神戸県民局の県民室を除く。）、県民協働室及び北播磨県民局の県民生活室の項県民局長専決事項の欄68から115までに掲げる事項
-------------	---	--

別表第1 県民室の部阪神南県民局及び阪神北県民局の県民室の項及び北播磨県民局、但馬県民局及び丹波県民局の県民室の項を削り、同部生活科学センターの項区分の欄中「生活科学センター」を「消費生活センター及び消費生活創造センター」に改め、同項県民局長委任事項の欄1を削り、同部の次に次のように加える。

但馬県民局の地域政策室

区分	県民局長委任事項	県民局長専決事項
但馬県民局の地域政策室	<ul style="list-style-type: none"> 1 県民局の部北播磨県民局及び丹波県民局の項県民局長委任事項の欄1から9までに掲げる事項 	<ul style="list-style-type: none"> 1 県民局の部北播磨県民局及び丹波県民局の項県民局長専決事項の欄1から3までに掲げる事項

淡路県民局の公園島企画室

区分	県民局長委任事項	県民局長専決事項
淡路県民局の公園島企画室	<ul style="list-style-type: none"> 1 県民局の部神戸県民局の項県民局長委任事項の欄1から4までに掲げる事項 2 県民局の部阪神南県民局及び阪神北県民局の項県民局長委任事項の欄90から94までに掲げる事項 	<ul style="list-style-type: none"> 1 職員等をもって構成する県民局管内の連絡会議等を設置すること。 2 総合保養地域整備法（昭和62年法律第71号）第6条第1項の規定に基づき、基本構想の変更について主務大臣に協議し、その同意を得ること。

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄中210の6の2を210の6の3とし、210の6の次に次のように加える。

210の6の2 感染症予防法第15条の2第1項の規定に基づき、検疫所長から通知された者その他の関係者に対し、職員に質問させ、若しくは必要な調査をさせること。

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄210の37の11の次に次のように加える。

210の37の12 感染症予防法第53条の10の規定に基づき、結核患者に係る届出の内容をその者の居住地を管轄する保健所長に通知すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所の項中「農林振興事務所」の右に「及び農林水産振興事務所」を加え、同項県民局長委任事項の欄16中「卸売業者の」を削り、同欄19の2中「(平成21年法律第26号)」を削り、同欄中19の2を19の3とし、19の次に次のように加える。

19の2 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第9条第1項の規定に基づき、事業者に対し、必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所の項県民局長委任事項の欄19の3の次に次のように加える。

19の4 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第7条の3第1項の規定に基づき、事業者に対し、業務の方法を改善すべき旨を勧告すること。

19の5 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第52条第1項の規定に基づき、事業者の業務若しくは資産の状況に関して必要な報告を求め、又は立入検査をすること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所の項県民局長委任事項の欄158中「県営土地改良事業」を「事業（林道事業及び漁港事業を除く。159において同じ。）」に改め、同欄159を次のように改める。

159 事業の執行等に伴う取得（交換及び帰属を含む。）、事業の執行に伴う不用となった土地の処分（交換を含む。）に係る用地の表示又は権利に関する登記及び当該用地の権利に関する抹消の登記を嘱託すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所の項県民局長専決事項の欄97中「農林漁業金融公庫貸付業務」を「日本政策金融公庫貸付業務」に改め、同欄128中「農林漁業金融公庫」を「日本政策金融公庫」に改め、同欄129中「農林漁業金融公庫貸付業務」を「日本政策金融公庫貸付業務」に改め、同表土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄1中「公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第9条第1項」を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第9条第2項」に改め、同欄50中「第48条の5第2項」を「第48条の11第2項」に改め、同欄142中「河川管理規則第8条第1項」を「2級河川における竹木の流送等の規制に関する条例（平成14年条例第58号。以下「竹木流送規制条例」という。）第3条」に改め、同欄143中「河川管理規則第10条第2項」を「竹木流送規制条例第4条第2項」に改め、同欄144中「河川管理規則第12条」を「竹木流送規制条例第6条」に改め、同欄175の次に次のように加える。

175の2 港湾法第40条の2第1項の規定に基づき、構築物の撤去、移転若しくは改築又は用途の変更を命ずること。

175の3 港湾法第40条の2第2項（同法第41条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、聴聞を行うこと。

175の4 港湾法第40条の2第3項（同法第41条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、利害関係人の聴聞に関する手続への参加を許可すること。

175の5 港湾法第41条第1項の規定に基づき、構築物の改築、移転又は撤去を命ずること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄中207及び208を次のように改める。

207 兵庫県入港料条例第6条の規定に基づき、船舶国籍証書その他必要と認める書類の提示又は提出を求めること。

208 臨港地区の区分内における構築物の規制に関する条例（平成23年兵庫県条例第18号）第2条の規定に基づき、構築物の建設等に係る許可をすること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄中269の21の2を269の21の5とし、269の21の次に次のように加える。

269の21の2 土砂災害防止法第26条第1項の規定に基づき、緊急調査を実施すること。

269の21の3 土砂災害防止法第28条第1項の規定に基づき、緊急調査のために他人の占有する土地に立ち入り、又は一時使用すること。

269の21の4 土砂災害防止法第29条第1項の規定に基づき、土砂災害緊急情報を市町長に通知し、一般に周知させるため必要な措置を講じること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄301中「砂利採取法」の右に「（昭和43年法律第74号）」を加え、同欄311の2中「採石法」の右に「（昭和25年法律第291号）」を加え、同欄323中「第9条」を「第8条」に改め、同欄369及び

375中「大規模小売店舗等立地審議会」を「まちづくり審議会」に改め、同欄430中(7)を削り、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 建築許可等諸証明手数料

別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄444の次に次のように加える。

444の2 建築基準法第12条第1項の規定に基づき、建築物の敷地等の状況の調査の結果の報告を受理すること。

444の3 建築基準法第12条第5項の規定に基づき、建築物の敷地等又は建築物に関する工事の計画等に関する報告を求めること。

別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄565中「又は第2項」を削り、「としてすべき事務を行うことを禁止」を「に対して必要な指示を」に改め、同欄565の次に次のように加える。

565の2 宅地建物取引業法第68条第2項の規定に基づき、取引主任者に対して取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止すること。

別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄571中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改め、同欄574中「宅地建物取引業に関する手続等を定める規則」を「宅地建物取引業に関する手続等を定める規則」に、「第16条」を「第11条」に、「営業保証金供託差替届」を「営業保証金供託差し替え届」に改め、同項県民局長専決事項の欄6中「第48条の7第1項」を「第48条の13第1項」に改め、同部姫路土木事務所の項中「姫路土木事務所」を「西宮土木事務所、姫路土木事務所及び光都土木事務所」に改め、同部姫路港管理事務所の項県民局長専決事項の欄1中「専決事項の欄」の右に「1から17まで」を加え、同部但馬空港管理事務所の項県民局長委任事項の欄1中「9から11まで」を「11」に改める。

別表第2県立健康生活科学研究所長の項委任事項の欄4から6までの規定中「兵庫県立生活科学センターの設置及び管理に関する条例」を「兵庫県立生活科学総合センターの設置及び管理に関する条例」に改め、同欄7から9までの規定中「兵庫県立生活科学センター管理規則」を「兵庫県立生活科学総合センター管理規則」に改め、同表県立精神保健福祉センター所長の項専決事項の欄2を次のように改める。

2 障害者自立支援法第54条第3項の規定に基づき、自立支援医療受給者証を交付すること。

別表第2県立女性家庭センター所長の項委任事項の欄1中「兵庫県立女性相談センター管理規則」を「兵庫県立女性家庭センター管理規則」に改め、同表県立但馬技術大学校長及び県立高等技術専門学院長の項中「県立但馬技術大学校長及び県立高等技術専門学院長」を「県立ものづくり大学校長、県立但馬技術大学校長及び県立神戸高等技術専門学院長」に改め、同項委任事項の欄1中「兵庫県立但馬技術大学の設置及び管理に関する条例」を「兵庫県立ものづくり大学の設置及び管理に関する条例（平成23年兵庫県条例第16号）第5条、兵庫県立但馬技術大学の設置及び管理に関する条例」に改め、「に基づき、」の右に「使用料又は」を加える。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。



兵庫県訓令第3号

本 庁
地 方 機 関

行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成23年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(職員服務規程の一部改正)

第1条 職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「理事」の右に「、政策監」を加え、「総合政策室長、」を「環境部長、まちづくり部長、本庁の」に改め、同条第4号中「知事室長、政策室長、」を削り、「局長」の右に「、知事室長、政策調整局長、ビジョン局長、本庁の」を加え、「及び医監」を「、医監、観光監、秘書課長、広報課長、政策調整課長、広域行政課長、ビジョン課長、地域振興課長、地域再生課長及び統計課長」に改め、同条第5号中「本庁の

課長」の右に「(前号に掲げる課長を除く。)」を加え、「第11号」を「第14号」に改め、「知事室長、政策室長又は」を削り、同条第9号中「室長」の右に「、県民局の参事」を加え、同条第10号中「但馬文教府、文化会館、生活科学センター」を「消費生活センター、消費生活創造センター」に改め、「土地改良事務所」の右に「、土地改良センター」を加え、「但馬文教府等」を「消費生活センター等」に改め、同条第11号を次のように改める。

(11) 消費生活センター等の職員 所属の消費生活センター等の長

第2条第13号を同条第14号とし、同条第12号中「前3号」を「第9号から前号まで」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 次の表の左欄に掲げる県民局のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる課に属する職員 所属の県民局の参事

県民局名	課名
神戸県民局	企画課 連携・ビジョン課長 健康福祉第1課 健康福祉第2課
阪神南県民局	産業振興・地域連携課
阪神北県民局	地域振興課
東播磨県民局	水辺地域づくり課 ものづくり産業課
北播磨県民局	地域振興課 商工労政課
中播磨県民局	銀の馬車道課 商工労政課
西播磨県民局	地域づくり課 商工労政課
丹波県民局	恐竜まちづくり課 産業・ツーリズム課

第18条中「第4号」を「第5号」に改める。

(公印規程の一部改正)

第2条 公印規程(昭和37年兵庫県訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表理事印の款の次に次のように加える。

政策監印	方27	企画県民部ビジョン課長
------	-----	-------------

別表知事室長印の款、政策室長印の款、知事室印の款及び政策室印の款を削る。

(入札参加者審査会規程の一部改正)

第3条 入札参加者審査会規程(昭和41年兵庫県訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「処務」を「庶務」に改める。

別表第1 阪神南県民局部会の項中「阪神南県民局総務室」を「阪神南県民局総務企画室」に改め、同表阪神北県民局部会の項中「阪神北県民局総務室」を「阪神北県民局総務企画室」に改め、同表東播磨県民局部会の項中「東播磨県民局総務室」を「東播磨県民局総務企画室」に改め、同表北播磨県民局部会の項中「北播磨県民局総務室」を「北播磨県民局総務企画室」に改め、同表中播磨県民局部会の項中「中播磨県民局総務室」を「中播磨県民局総務企画室」に改め、同表西播磨県民局部会の項中「西播磨県民局総務室」を「西播磨県民局総務企画室」に改め、同表但馬県民局部会の項中「但馬県民局総務室」を「但馬県民局総務企画室」に改め、同表丹波県民局部会の項中「丹波県民局総務室」を「丹波県民局総務企画室」に改める。

別表第2 土木部会の項中「県土整備部土木局用地課長」を「県土整備部土木局用地課長 県土整備部土木道路企画課長」に、「県

土整備部土木局河川整備課長」を「県土整備部土木局河川整備課長 県土整備部土木局総合治水課長」に改め、同表まちづくり部会の項中「

県土整備部長」を「県土整備部まちづくり部長」に改め、「県土整備部まちづくり担当部長」を削り、「県土

整備部住宅建築局公営住宅課長」を「県土整備部住宅建築局公営住宅課長 県土整備部住宅建築局住宅管理課長」に改め、同表物件部会の項中「

出納局会計課長」を「出納局会計課長
出納局審査・指導課長」に改め、同表企業部会の項中「企業庁公園都市整備課室長」

を「企業庁公園都市整備課住宅分譲室長」に、「企業庁臨海整備課室長」を「企業庁臨海整備課分譲企画室長」に改め、同表神戸県民局部会の項中「神戸県民局総務室長」を「神戸県民局副局长」に、「神戸県民局総務室副室長」を「神戸県民局総務室長」に改め、同表阪神南県民局部会の項中「阪神南県民局総務室長」を「阪神南県民局副局长」に、「阪神南県民局総務室副室長」を「阪神南県民局総務企画室長」に改め、同表阪神北県民局部会の項中「阪神北県民局総務室長」を「阪神北県民局副局长」に、「阪神北県民局総務室副室長」を「阪神北県民局総務企画室長」に改め、同表東播磨県民局部会の項中「東播磨県民局総務室長」を「東播磨県民局副局长」に、「東播磨県民局総務室副室長」を「東播磨県民局総務企画室長」に改め、同表北播磨県民局部会の項中「北播磨県民局総務室長」を「北播磨県民局副局长」に、「北播磨県民局総務室副室長」を「北播磨県民局総務企画室長」に改め、同表中播磨県民局部会の項中「中播磨県民局総務室長」を「中播磨県民局副局长」に、「中播磨県民局総務室副室長」を「中播磨県民局総務企画室長」に改め、同表西播磨県民局部会の項中「西播磨県民局総務室長」を「西播磨県民局副局长」に、「西播磨県民局総務室副室長」を「西播磨県民局総務企画室長」に改め、同表但馬県民局部会の項中「但馬県民局総務室長」を「但馬県民局副局长」に、「但馬県民局総務室副室長」を「但馬県民局総務企画室長」に改め、同表丹波県民局部会の項中「丹波県民局総務室長」を「丹波県民局副局长」に、「丹波県民局総務室副室長」を「丹波県民局総務企画室長」に改め、同表淡路県民局部会の項中「淡路県民局総務室長」を「淡路県民局副局长」に、「淡路県民局総務室副室長」を「淡路県民局総務室長」に改める。

別表第3 阪神南県民局部会の款中「阪神南県民局総務室」を「阪神南県民局総務企画室」に改め、同表阪神北県民局部会の款中「阪神北県民局総務室」を「阪神北県民局総務企画室」に改め、同表東播磨県民局部会の款中「東播磨県民局総務室」を「東播磨県民局総務企画室」に改め、同表北播磨県民局部会の款中「北播磨県民局総務室」を「北播磨県民局総務企画室」に改め、同表中播磨県民局部会の款中「中播磨県民局総務室」を「中播磨県民局総務企画室」に改め、同表西播磨県民局部会の款中「西播磨県民局総務室」を「西播磨県民局総務企画室」に改め、同表但馬県民局部会の款中「但馬県民局総務室」を「但馬県民局総務企画室」に改め、同表丹波県民局部会の款中「丹波県民局総務室」を「丹波県民局総務企画室」に改める。

(財産評価委員会規程の一部改正)

第4条 財産評価委員会規程(昭和38年兵庫県訓令甲第22号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第3条第4項中「県土整備部まちづくり局都市政策課室長、県土整備部まちづくり局都市計画課室長」を「県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室長、県土整備部まちづくり局都市計画課開発調整室長」に改める。

(執務環境規程の一部改正)

第5条 執務環境規程(昭和49年兵庫県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第5条第1項中「企画県民部教育・情報局情報政策課システム管理室長」を「企画県民部企画財政局情報企画課システム管理室長」に改める。

(職員提案規程の一部改正)

第6条 職員提案規程(昭和49年兵庫県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「企画県民部企画財政局新行政課室長」を「事務改革室長」に改める。

第7条第4項中「企画県民部政策室長」を「企画県民部政策調整局長」に改める。

(職員安全健康管理規程の一部改正)

第7条 職員安全健康管理規程(昭和50年兵庫県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「地方機関等の長」の右に「及び行政組織規則第75条第2項に規定する課にあっては、県民局長の指定するもの」を加える。

第41条中「企画県民部教育・情報局教育課大学室長」を「企画県民部管理局教育課大学室長」に改める。

(情報管理規程の一部改正)

第8条 情報管理規程(昭和51年兵庫県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「企画県民部教育・情報局長」を「企画県民部企画財政局長」に改める。

第5条第1項及び第2項中「企画県民部教育・情報局」を「企画県民部企画財政局」に改め、同条第3項中「所管する」の右に「知事室長、政策調整局長、ビジョン局長及び」を加え、「企画県民部教育・情報局長を除く」を「企画県民部企画財政局長を除く。以下「局長等」という」に改める。

第6条中「企画県民部教育・情報局情報政策課システム管理室長」を「企画県民部企画財政局情報企画課シス

テム管理室長」に改める。

第7条中「局長」を「局長等」に改める。

第11条中「各局長」を「各局長等」に、「企画県民部教育・情報局長」を「企画県民部企画財政局長」に改める。

第13条第2項中「企画県民部教育・情報局」を「企画県民部企画財政局」に改める。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第9条 附属機関の幹事の指定に関する規程(平成12年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表県民生活審議会の項中 「企画県民部政策室ビジョン課長 企画県民部政策室統計課長」 を 「企画県民部ビジョン課長 企画県民部統計課長」

に改め、「企画県民部県民文化局地域協働課長」を削り、「企画県民部教育・情報局教育課長 企画県民部教育・情報局教育課大学室長」

「企画県民部管理局教育課長 企画県民部管理局教育課大学室長」に改め、同表地域安全まちづくり審議会の項中「企画県民部教育・情報局教育課長」を「企画県民部管理局教育課長」に改め、同表交通安全対策会議の項中「企画県民部知事室広報課長」を「企画県民部広報課長」に改め、同表青少年愛護審議会の項中「企画県民部知事室広報課長」を「企画県民部広報課長」に改め、「企画県民部県民文化局地域協働課長」を「企画県民部県民文化局県民生活協働推進室長」に改め、「企画県民部教育・情報局教育課長」を「企画県民部管理局教育課長」に改め、同表防災会議の項中 「企画県民部災害対策局災害対策課長 企画県民部災害対策局災害対策防災情報室長」 を 「企画県民部防災企画局防災計画課防災情報室長 課長」に改め、同表石油コンビナート等防災本部の項中「企画県民部知事室広報課長」を「企

「神戸県民局総務室副室長 阪神南県民局総務室副室長 東播磨県民局総務室副室長 中播磨県民局総務室副室長 西播磨県民局総務室副室長」 「神戸県民局総務室長 阪神南県民局総務企画室長 東播磨県民局総務企画室長 中播磨県民局総務企画室長 西播磨県民局総務企画室長」

「企画県民部知事室広報課長」を「企画県民部広報課長」に改め、「企画県民部防災企画局防災計画課長」を削り、同表障害者福祉協議会の項中「企画県民部知事室広報課長」を「企画県民部広報課長」に、「産業労働部政策労働局産業政策課立地推進室長」を「産業労働部政策労働局産業政策課産業立地室」に改め、同表環境審議会の項中「企画県民部政策室ビジョン課長」を 「企画県民部ビジョン課長 企画県民部地域振興課長」に、

「産業労働部政策労働局産業政策課立地推進室長」を「産業労働部政策労働局産業政策課産業立地室長」に、「農政環境部環境 農政環境部環境 農政環境部環境 農政環境部環境」 「農政環境部農政企画局総合農政課長 農政環境部農政企画局消費流通課長」に、

「農政環境部環境管理局水大気課長 農政環境部環境管理局温暖化対策課長 農政環境部環境管理局環境整備課長 農政環境部環境管理局環境整備課環境影響評価室長」を 「農政環境部環境管理局水大気課長 農政環境部環境管理局温暖化対策課長 農政環境部環境管理局環境整備課長 農政環境部環境管理局環境整備課環境影響評価室長」に、「県

「県土整備部土木局道路企画課高速道路室長 県土整備部土木局道路街路課長 県土整備部土木局総合治水課武庫川総合治水室長」を 「県土整備部土木局道路街路課長 県土整備部土木局総合治水課武庫川総合治水室長」に、

「県土整備部住宅建築局住宅政策課長 県土整備部住宅建築局建築指導課長」を 「県土整備部住宅建築局住宅政策課長 県土整備部住宅建築局建築指導課長」に改め、同表自動車 県立健康生活科学研究所長」

「産業労働部政策労働局産業政策課立地推進室長 産業労働部産業振興局工業振興課長 農政環境部環境管理局大気課長」

「産業労働部政策労働局産業政策課産業立地室長 産業労働部産業振興局工業振興課長 農政環境部環境管理局水大気課長」を 「産業労働部産業振興局工業振興課長 農政環境部環境管理局水大気課長」に改め、同表産業立地審議会の項中「産業

労働部政策労働局産業政策課立地推進室長」を「産業労働部政策労働局産業政策課産業立地室長」に改め、同表都市計画審議会の項中「産業労働部政策労働局産業政策課立地推進室長」を「産業労働部政策労働局産業政策課産業立地室長」に改め、同表景観審議会の項中「企画県民部政策室ビジョン課長」を「企画県民部政策室地域振興課長」を「企画県民部ビジョン課長」に改め、同表住宅審議会の項中「企画県民部政策室ビジョン課長」を「企画県民部ビジョン課長」に改める。

(副知事の事務分担に関する規程の一部改正)

第10条 副知事の事務分担に関する規程(平成13年兵庫県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「、教育・情報局」を削り、同条第2号中「企画県民部知事室、政策室、県民文化局」を「企画県民部県民文化局」に改め、「に限る。）」の右に「、企画県民部の前号及びこの号に掲げる内部組織以外の内部組織」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第396号の6

行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

平成23年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

第1条 平成13年兵庫県告示第548号の3(県民局に置く参事等の職の指定に関する規程)の一部を次のように改正する。

本則の表阪神南県民局県民室参事の項中「阪神南県民局県民室参事」を「阪神南県民局県民協働室参事」に改め、同表阪神北県民局県民室参事の項中「阪神北県民局県民室参事」を「阪神北県民局県民協働室参事」に改め、同表北播磨県民局県民室参事の項中「北播磨県民局県民室参事」を「北播磨県民局県民生活室参事」に改め、「東播磨生活科学センター所長」を削り、同表播磨県民局県民室参事の項中「西播磨文化会館長、」を削り、同表但馬県民局県民室参事の項中「但馬県民局県民室参事」を「但馬県民局県民協働室参事」に改め、同表淡路県民局県民室参事の項中「淡路県民局県民室参事」を「淡路県民局県民生活室参事」に改め、同表阪神南県民局県民室課長の項中「阪神南県民局県民室課長」を「阪神南県民局県民協働室課長」に改め、同表阪神北県民局県民室課長の項中「阪神北県民局県民室課長」を「阪神北県民局県民協働室課長」に改め、同表北播磨県民局県民室課長の項中「北播磨県民局県民室課長」を「北播磨県民局県民生活室課長」に改め、同表但馬県民局県民室課長の項中「但馬県民局県民室課長」を「但馬県民局県民協働室課長」に改め、同表淡路県民局県民室課長の項中「淡路県民局県民室課長」を「淡路県民局県民生活室課長」に改め、同表中播磨県民局県民室青少年指導官の項を削る。

第2条 平成16年兵庫県告示第476号の5(本庁の課に置く参事、県民局の室に置く参事、県民局の事務所及び地方機関に置く参事の名称を定める規程)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

本庁の課に置く参事並びに県民局、県民局の室及び県民局の事務所に置く参事並びに地方機関に置く参事の名称を定める規程

本則中「県民局の室に置く参事」を「県民局、県民局の室」に改める。

別表本庁の課に置く参事の部の次に次のように加える。

県民局に置く参事

局名	名称
神戸県民局	交流連携参事 福祉施設参事

阪神南県民局	阪神活性化参事
阪神北県民局	北摂都市活性化参事
東播磨県民局	流域文化参事
北播磨県民局	まちむら交流参事
中播磨県民局	交流観光参事
西播磨県民局	元気づくり参事
丹波県民局	大丹波連携参事

別表県民局の室及び事務所に置く参事の部神戸県民局の款総務室の項及び県民室の項を削り、同款神戸県民局の項中「税込強化対策参事」を「税込対策参事」に改め、同部阪神南県民局の款総務室の項を削り、同款県民室の項中「県民室」を「芦屋健康福祉事務所」に、「にぎわい創出参事」を「健康参事」に改め、同部阪神北県民局の款総務室の項中「総務室」を「県民協働室」に、「北摂魅力参事」を「環境参事」に改め、同款県民室の項を削り、同款宝塚健康福祉事務所の項中「宝塚健康福祉事務所」を「伊丹健康福祉事務所」に、「調整参事」を「健康参事」に改め、同部東播磨県民局の款総務室の項を削り、同款県民室の項ものづくり産業参事の目を削り、同款加古川健康福祉事務所の項を削り、同部北播磨県民局の款総務室の項を削り、同款県民室の項中「県民室」を「県民生活室」に、「地場産業参事」を「消費生活参事」に改め、同部中播磨県民局の款総務室の項、県民室の項及び中播磨健康福祉事務所の項を削り、同部西播磨県民局の款総務室の項を削り、同款県民室の項中「観光・県際交流事業
環境参事」を「環境参事」に改め、同款龍野健康福祉事務所の項を削り、同部但馬県民局の款総務室の項中「総務室」を「地域政策室」に、「共生・交流参事」を「ジオパーク参事」に改め、同款県民室の項を削り、同部丹波県民局の款総務室の項を削り、同部淡路県民局の款総務室の項を削り、同款県民室の項中「県民室」を「県民生活室」に、「環境立島参事」を「環境参事」に改め、同表地方機関に置く参事の部中央こども家庭センターの項の前に次のように加える。

地方機関名	名称
精神保健福祉センター	医療参事

第3条 平成17年兵庫県告示第445号の4（本庁に置く部長の名称及び所掌事務を定める規程）を廃止する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。